

鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染
及び災害の発生の防止に関する条例

申請の手引き

鹿 沼 市

平成24年4月

目 次

○ 特定事業の許可申請をされる皆様へ	1
I 本条例における許可制度の概要	3
II 特定事業を実施する方への留意事項	5
III 特定事業許可申請に必要な書類（チェック表）	7
IV 特定事業許可申請書等作成要領	8～23
1 特定事業許可申請書（別記様式第2号）記載要領	8
2 特定事業（一時たい積）許可申請書（別記様式第4号）記載要領	11
3 特定事業変更許可申請書（別記様式第5号）記載要領	13
4 特定事業譲受け許可申請書（別記様式18号）記載要領	13
5 土砂等搬入届（別記様式第7号）記載要領	14
6-1 土砂等発生元証明書（別記様式第8号）記載要領	14
6-2 検査試料採取調書（別記様式第9号）記載要領	15
7-1 土砂等管理台帳（別記様式第10号）記載要領	15
7-2 砂等管理台帳（一時たい積事業用）（別記様式第11号）記載要領	15
8 特定事業状況報告書（別記様式第12号）記載要領	15
9 特定事業（一時たい積）状況報告書（別記様式第13号）記載要領	16
10 特定事業水質検査等報告書（別記様式第14号）記載要領	16
11 特定事業相続届（別記様式第19号）記載要領	16
12 その他	17
参考①（誓約書）	18
参考②（申請者、法定代理人、役員等）	21
参考③（車両表示：例）	23
V 条例・規則等	24～99
1 条例・規則	24～48
2 土砂等の安全基準（規則別表第1）	49
3 埋立て等の構造基準（規則別表第2）	51
4 一時たい積事業の構造基準（規則別表第3）	52
5 構造基準の適用除外法令等（規則別表第4）	53
6 申請書等の様式	54～82
7 参考 別表第2の3号の表中、土砂等の区分について	83
参考 別表第2の4号の擁壁の基準について	93
参考 条例第11条第1項第3号の運用について	97
参考 区域外に排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置	99

特定事業の許可申請をされる皆様へ

この条例は、不適正な土砂等の埋立て等に伴って周辺住民との間に様々なトラブルが生じている状況を踏まえて、土砂等の埋立て等の適正化を図り、有害物質を含んだ土砂等の埋立て等による土壌の汚染や土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を未然に防止することを目的として、栃木県で平成10年12月25日に公布され、本市では500平方メートル以上3,000平方メートル未満を対象とした条例を平成11年9月1日から施行しました。

今回、平成24年4月1日から栃木県からの権限委譲を受け3,000平方メートル以上の埋立てについても鹿沼市が許認可を行うとともに必要な監視体制を構築するものです。

この手引きは、土砂等の埋立て等を行う皆様に、条例の内容を理解していただくとともに、条例に基づく諸手続きに必要な書類の作成方法や留意事項などを解説したものです。

条例の趣旨を十分理解していただき、土砂等の埋立て等による土壌の汚染や災害の発生の防止に十分留意され、適正な土砂等の埋立て、盛土、堆積を行われるようお願いいたします。

(これまでの主な改正)

平成18年7月改正

当条例施行後6年以上が経過し、赤土等園芸土採取跡地の埋立て等の増加など、施行時からの新たな状況変化が生じてきたことから、土砂等の埋立て等に関する事業(特定事業)の一層の適正化を図るため、平成18年7月に改正条例を公布しました。

主な改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 適正かつ計画的な埋立て事業の実施や、現場の管理体制の充実・確保を図るための改正
 - 特定事業期間を3年以内に制限
 - 搬入車両への表示の義務付け
 - 土砂等管理台帳の作成等の義務付け
 - 周辺住民等への事業内容の周知
- (2) 許可申請等を一部簡素化し、迅速・円滑な許可手続きを推進するための改正
 - 一時堆積に係る手続きの緩和
- (3) 埋立事業者に加え、土地所有者や埋立て事業の関与者に対しても、実効性ある指導を行うための改正
 - 土地所有者から同意書を取得する際の、事業者が事業内容を説明する義務
 - 土地所有者の小規模特定事業の実施状況の確認義務
 - 土砂等排出者の排出土砂等の汚染状態確認等責務
 - 安全基準不適合土砂搬入者及び埋立て等要求者等に対する措置命令制度
- (4) 不適正な埋立て事業を行った者や行うおそれのある者に対し、処分規定を強化する改正
 - 過去の処分対象者等を許可対象から除外(欠格要件の創設)
 - 措置命令不服従者の公表制度の創設
 - 特定事業の譲受け許可の創設
- (5) 汚染防止に関する一般禁止規定と崩落防止に関する一般義務規定の創設
 - 500平方メートル未満の埋立て(許可基準未満の埋立て)等への指導事項の創設
 - 土壌汚染対策法に基づく特定事業の県条例の適用除外措置
- (6) 罰則の金額を栃木県の条例と同額とする改正

平成24年4月改正

平成24年4月、栃木県からの権限委譲を受け、鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例を改正しました。

主な改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 県条例の対象としていた3,000平方メートル以上の埋立て等の追加
「500平方メートル以上3,000平方メートル未満を対象とした土砂等の埋立て等」から、「500平方メートル以上の全ての土砂等の埋立て等」を対象としました。
- (2) 暴力団員等の関与の規制と不当要求を受けた場合の通報義務付け
事業者の責務に暴力団員等又は密接関係者（栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第6条に規定する密接関係者をいう。）の業務への関与と暴力団員等から不当要求を受けた場合、警察署その他の関係機関に通報することを義務付けました。
- (3) 許可申請の手続きに条項を追加
「特定事業に供する施設の設置計画」、「特定事業の施行を管理する事務所の所在地」を追加して記載することとしました。
- (4) 適正かつ計画的な埋立て事業の実施や、現場の管理体制の充実・確保を図るための改正
一定構造の埋立て等（土砂等の埋立て等の高さが10メートルを超える構造）について、専門家の意見の聴取を可能としました。
一時堆積事業区域及び一時堆積事業に供する施設の構造として特定事業場の出入り口に施錠その他関係者以外の者が立ち入ることができないような措置を義務付けました。
- (5) 3,000平方メートル以上の埋立て等の追加に伴う地質検査の区域の制定
特定事業区域の面積に応じた地質検査区域数を次のとおり制定しました。

特定事業区域の面積	区域
3,000 平方メートル未満	1
3,000 平方メートル以上 1 ヘクタール未満	2
1 ヘクタール以上 2 ヘクタール未満	3
2 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満	4
3 ヘクタール以上 4 ヘクタール未満	5
4 ヘクタール以上 5 ヘクタール未満	6
5 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満	7
6 ヘクタール以上 7 ヘクタール未満	8
7 ヘクタール以上 8 ヘクタール未満	9
8 ヘクタール以上 9 ヘクタール未満	10
9 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満	11
10 ヘクタール以上	12

- (6) 許可申請手数料の改定

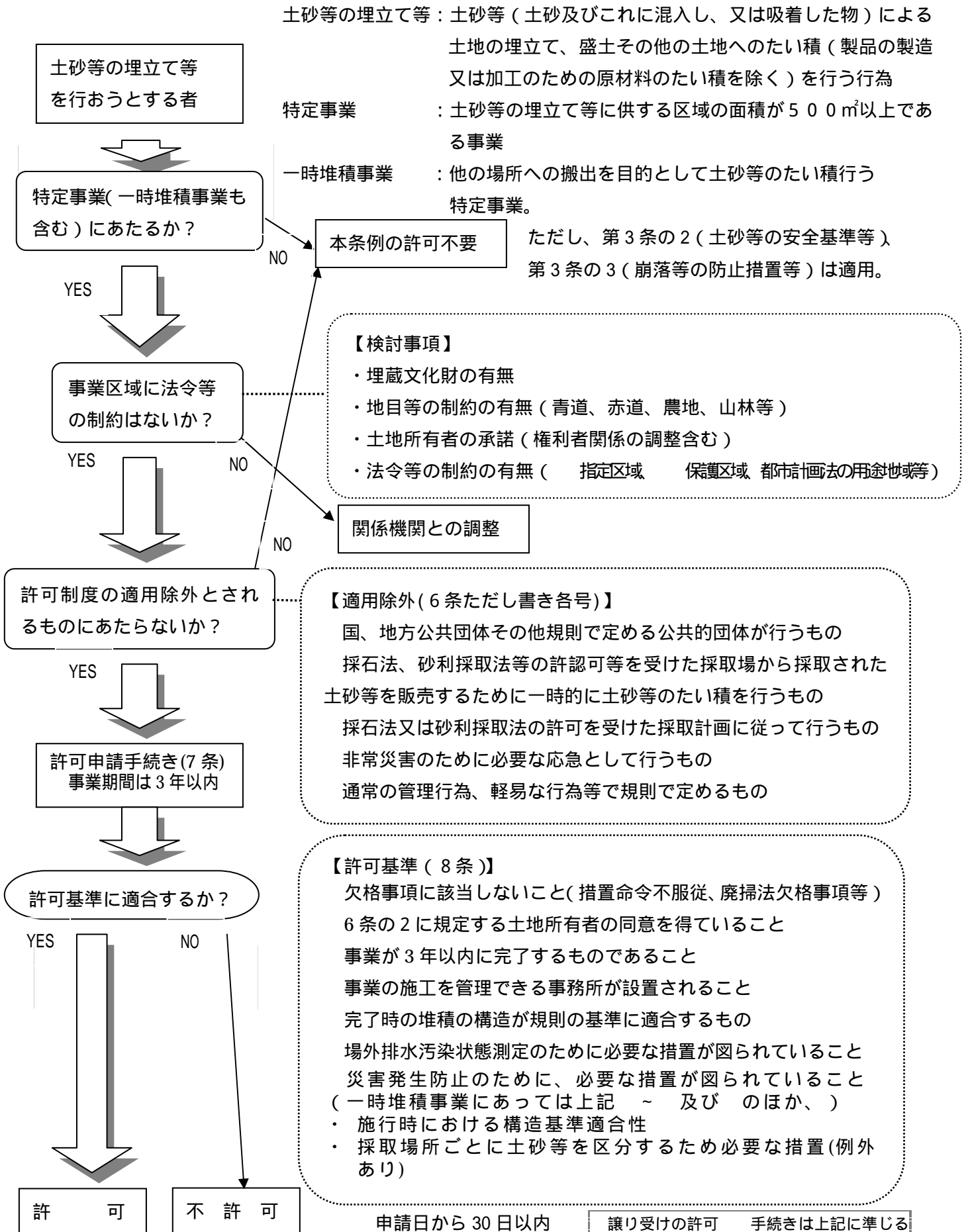
特定事業許可申請手数料を次のとおりとしました。

許可申請手数料	33,000円
許可変更申請及び譲受け許可申請手数料	13,000円

本条例における許可制度の概要

本条例では、特定事業を行おうとする場合、許可を受ける必要がありますが、許可申請から事業終了までの大きな流れを以下に示しました。

1 許可を受けるまでの流れ



2 特定事業施工時の義務

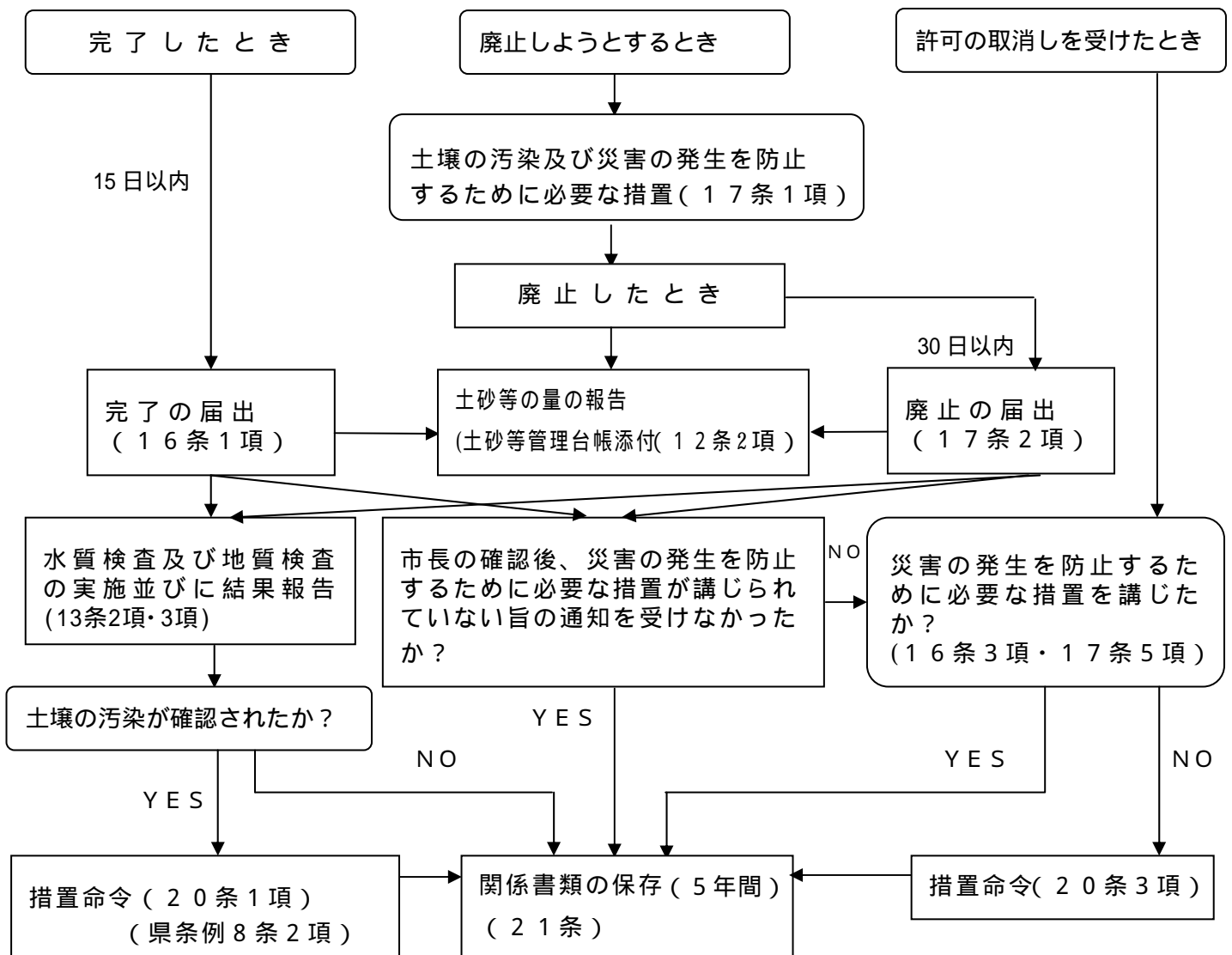
【全ての許可事業者が行うもの】

- 土砂等の搬入の届出(11条) = 採取場所ごと、かつ5,000㎡までごとに土砂等発生元証明書及び地質分析結果証明書等を添付
 = 採取場所ごとに一日当たりの搬入・排出量等を記載する。6ヶ月(一時堆積事業は3ヶ月)ごとに当該6ヶ月(3ヶ月)を経過した日から2週間以内(完了時等はその届出時)
 土砂等管理台帳の作成及び土砂等の量の報告(12条) = 6ヶ月(一時堆積事業は3ヶ月)ごとに当該6ヶ月(3ヶ月)を経過した日から2週間以内
 水質検査等の実施及び結果報告(13条1項・3項)
 関係書類の縦覧(14条)
 標識の掲示等(15条) = 事業の内容を記載した標識及び事業区域内外の境界を明らかにする表示
 搬入車両への表示(15条の2)

【必要に応じて行うもの】

- 申請書類の変更許可申請・届出(10条) = 氏名、住所、土砂等の量等の軽微な変更については届出
 廃止・休止(2か月以上)の届出(17条2項)
 譲り受けの許可(17条の2)
 相続に基づく地位承継の届出(18条) = 許可事業者の地位承継があった日から遅滞なく

3 特定事業の終了



特定事業を実施する方への留意事項

1 事業の実施にあたって

特定事業を実施する区域（土地）の埋蔵文化財の有無について、教育委員会に確認すること。（埋蔵文化財がある場合は、その調査後の申請となります。）

特定事業を実施する区域（土地）内に、青道や赤道がある場合（公図で確認すること）は、それが機能しているかどうか、埋めるために必要な措置はどのようにするのかなど都市建設部又は、土木事務所に確認すること。

特定事業を実施する土地が農地の場合は、農地転用（一時転用を含む。）の手続きが必要になります。特定事業を実施する区域の近隣に、学校・保育園などの公共施設がある場合は、教育委員会、保健福祉部等と協議すること。

特定事業を実施する土地が山林等の場合は、地域、面積等により必要な許可や届が異なるため、経済部又は栃木県県西環境森林事務所に必要な手続きを確認すること。

施行規則第6条（別表第4）に掲げる行為や開発行為については、関係許認可等を十分に確認すること。鹿沼市には、宅地造成等規制法の規制区域があるので、この区域内では、造成後が宅地（農地、山林、公共用地（道路、河川等）以外の全て）になる場合は、宅地造成規制法の許可が必要になります。

1,000㎡以上の小規模一時堆積事業（ストックヤード）は、粉じん発生施設に該当するため、大気汚染防止法の届出が必要になります。

特定事業に際して市道を使用する場合、道路使用届出書の提出が必要になります。

上記以外の法令で規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになり、許認可等が必要なものについては、併せて許認可等を取ること。

許可にあたっては、条例第9条により、許可条件を付けることがあります。

特定事業等（土砂等の埋立に供する区域の面積が500㎡未満）の事業に対して、必要な措置を講ずるように指導ができる規定が整備されました。

事務所建設（仮説対応可）については、建築確認を所掌する機関に規模、条件等を確認する。（事務所は特定事業を管理しうる範囲に設置する。）

2 事業について

(1) 事業区域、対象事業

特定事業区域の面積については、埋立て等の用に供する区域の面積をいい、区域外の搬入路、一時堆積場の保安地帯、事務所は含みません。

また、開発行為や宅地造成等の事業を、切土・盛土で実施の場合は、その事業区域以外から搬入する土砂等で埋立てする区域が対象となります。（たとえ隣接地でも許可対象となります。）

鹿沼市条例では、事業区域面積が500㎡以上の事業が、許可の対象となります。

また、事業区域面積が500㎡未満であっても、その土地に隣接する土地において、その埋立てに着手する日前3年以内に埋立て等が行われまたは行われているときは、その面積の合計が500㎡以上になるものも許可の対象となります。

(2) 使用材料等

路盤材として使用される砕石や砂利は、この条例の対象外です。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は、土砂等には分類されません。(泥状物や改良土等、土砂等に該当するか疑義が生じた場合には、必ず環境課に連絡して判断を仰ぐこと。)

不溶化处理した汚染土壌及び汚染土壌を混合希釈することのみにより安全基準に適合することとなった土壌については、特定事業場内に搬入することは認めません。

3 その他

特定事業区域の表面をアスファルトや事業前に確保してあった表土で覆う場合は、事業区域以外からの土砂等の搬入終了時に廃止又は完了となります。

土砂等搬入届に添付する、土砂等発生元証明書、検査試料採取調書、計量証明書は、採取場所ごとに必要です。(なお、一時堆積場から土砂等を搬入する場合であっても、一時堆積場に持ち込む前のおおもとの土砂等発生元証明書、検査試料採取調書、計量証明書が必要です。)

なお、採取した場所の平面図及び現場写真を添付してください。

農地法の5条申請(農地転用の許可申請)のうち、所有権移転に係るものは、土地所有者の承諾書は不要です。(農地転用の許可申請書の写しは必要です。)

排水の水質検査にあたって、自ら試料を採取する場合は、検査依頼機関に容器、採水量等を十分確認しておいてください。

特定事業期間については、3年以内とします。

特定事業許可申請に必要な書類（チェック表）

特定事業	一時堆積事業
1 目 次	1 目 次
2 特定事業許可申請書(様式第2号)	2 一時堆積事業許可申請書(様式第4号)
3 同上(別紙搬入計画等、様式第2号の2)	
4 申請者の住民票(商業登記事項証明書)	3 申請者の住民票(商業登記事項証明書)
5 特定事業場位置図及び付近の見取図	4 特定事業場位置図及び付近の見取図
6 実測平面図	5 実測平面図(土砂等堆積最大)
7 実測縦断面図	6 実測縦断面図(土砂等堆積最大)
8 実測横断面図	7 実測横断面図(土砂等堆積最大)
9 特定事業場土地登記事項証明書	8 特定事業場土地登記事項証明書
10 特定事業場公図(写し)	9 特定事業場公図(写し)
11 特定事業区域内土地使用同意書 (様式第1号の2) 土地所有者全員分	10 特定事業(一時堆積)区域内土地使用同意書 (様式第1号の3) 土地所有者全員分
12 条例第8条第1項第1号アからケまでに該当しない者である旨の誓約書	11 条例第8条第1項第1号アからケまでに該当しない者である旨の誓約書
13 法定代理人の氏名、生年月日、本籍、住所を記載した書面	12 法定代理人の氏名、生年月日、本籍、住所を記載した書面
14 役員の氏名、生年月日、本籍、住所を記載した書面	13 役員の氏名、生年月日、本籍、住所を記載した書面
15 発行済株主総数の100分の5以上の株を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の氏名、生年月日、本籍、住所を記載した書面	14 発行済株主総数の100分の5以上の株を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の氏名、生年月日、本籍、住所を記載した書面
16 規則第4条の2に規定する使用人又は第4条の3第6号に規定する市長が別に別に定める使用人の氏名、生年月日、本籍、住所を記載した書面	15 規則第4条の2に規定する使用人又は第4条の3第6号に規定する市長が別に別に定める使用人の氏名、生年月日、本籍、住所を記載した書面
17 使用土砂等予定量計算書	
18 特定事業の周辺地域の生活環境保全措置	16 特定事業(一時堆積事業)の周辺地域の生活環境保全措置
19 構造安定計算書(安定計算を行った場合)	
20 擁壁断面図・背面図(擁壁を用いる場合)	
21 擁壁の概要・構造計画等	
22 関係許認可等の申請書の写し	17 関係許認可等の申請書の写し
23 (構造基準適用除外書面該当)	18 (構造基準適用除外書面該当)
24 求積図	19 求積図
25 地区外に排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置の図面	20 地区外に排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置の図面
26 納税証明書(市税完納証明書)	21 納税証明書(市税完納証明書)
27 現況写真(2方向以上)	22 現況写真(2方向以上)
28 その他()	23 その他()
農地法(農地転用許可、届) 森林法(林地開発、伐採届) 道路使用届出書(市道使用の場合) 都市計画法(開発行為) 文化財保存法(埋蔵文化財確認) 宅地造成法 市町法定外公共物管理条例(国土交通省所管公共用財産管理関係)	

特定事業許可申請書等作成要領

1 特定事業許可申請書（様式第2号）記載要領

提出部数は、2部とします。申請書類は正本1通の他は写しで結構です。
申請書類は、フラットファイル、ファイルケ-ス等で製本してください。
申請書類は、目次に従い短縮した項目名でインデックスをつけてください。

【申請書関係】

- (1) 特定事業場の位置
特定事業場の地番を全て記載すること。（別紙で記載することも可能）
- (2) 特定事業場及び特定事業区域の面積
実測面積を記載すること。また、求積図等を添付すること。
- (3) 特定事業に供する施設の設置計画
1/500程度でA0～A4の大きさで図面を作成しその位置を明示すること。
（土砂等の搬入路、排水溝及び排水枡等（特定事業場内に事務所を設置する場合は、事務所を含む。）の施設の位置を明示すること。）（添付書類の断面図に同等の内容が記載されていればこれに代えることが出来る。）
ただし、事務所を特定事業場以外に設置する場合は、事務所の位置を示す住所地図等を添付すること。
- (4) 現場管理責任者の氏名
施行規則第16条の2に規定する現場管理責任者の職務を遂行できる者を任ずること。
- (5) 特定事業に使用される土砂等の量
土砂等の量を積算した計算書の量を記載すること。
各土砂等の採取場所からの予定量の合計におおむね合致すること。
- (6) 特定事業の施工期間
特定事業を行う期間を記載すること。
ただし、特定事業区域の土地が自らの所有でない場合、かつ、行政機関の所有、又は管理する土地でない場合にあつては、賃貸借契約書等（同様の内容で既に契約がなされている場合はその契約書でも可能）を添付し、借地等の契約期間の範囲内で記載すること。
特定事業区域の土地が行政機関の所有又は管理する土地の場合にあつては、許認可等（許可前にあつては申請書の写し。受付印のあるものに限る。）を添付すること。
この場合、土砂等の搬入予定量による計画の相当と認められる期間とする。
- (7) 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造
施行規則別表第2に掲げる構造のとおりとし、事業の前後の構造が判別できる1/500程度の断面図とし、盛土が最大になる位置及び盛土厚並びにのり面勾配を記載すること。また、必要に応じて、のり面保護工の種類と方法を記載すること。（添付書類の断面図に同等の内容が記載されていればこれに代えることが出来る。）
- (8) 特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画
別紙様式第2号の2に記載すること。なお、搬入経路を位置図等に記載すること。
搬入土砂等の区分は、建設省令第19号（平成3年10月25日付け）及び国土交通省通達「発生土利用基準について」（平成18年8月10日付け）によるものであること。
- (9) 特定事業区域から特定事業区域以外の地域への排出される水の汚染状態を測定するため排水

を収集する為に必要な措置

1/500 程度の平面図に特定事業区域の傾斜等が分かるよう水勾配の方向を表示するとともに、排水溝、排水柵（必要に応じた数を設置すること。）等を記載するとともに、特定事業区域から排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置に配慮した工事の工程、工法及び構造図等を記載した図面とする。（添付書類の平面図及び断面図に同等の内容が記載されていればこれに代えることができる。）

- (10) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

1/500 程度の平面図及び断面図とし、工事施工中に災害発生を防止するための工事の工程、工法を記載した図面とする。（添付書類の平面図及び断面図に同等の内容が記載されていればこれに代えることができる。）

【添付書類関係】

- (11) 申請者の住民票の写し（法人の場合にあっては、商業登記事項証明書）

申請日前3月以内に発行したものに限る。

- (12) 特定事業場の位置図

1/50,000程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。

- (13) 特定事業場の付近の見取図

1/500 程度で特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。

- (14) 特定事業場の平面図及び断面図

形状の変化が確認できるピッチ及び縮尺の平面図及び縦横の断面図とする。

（原則として1/250 ~ 1/500 の図面とする。）

なお、保安距離が設けられている場合は、平面図と断面図が対応していることとする。

- (15) 特定事業場の土地の登記事項証明書

申請日前3月以内に発行したものに限る。

- (16) 特定事業場の公図の写し

特定事業区域を明示し、特定事業区域及び隣接地の地目を記入し、謄写した法務局名、作成年月日及び作成者名を記載し、作成者の押印がなされているものとする。

- (17) 特定事業区域内土地使用同意書

特定事業区域の土地が自らの所有でない場合には、当該土地について、申請者が使用占有する権限等があることを証する書類として、当該同意書を土地所有者全員分添付すること。

- (18) 申請者が条例第8条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面別紙「参考（第4条関係）」を参考に作成し、申請書に添付する。

- (19) 法定代理人、役員、株主、出資者、使用人等

申請者が条例第8条第1項第1号カに規定する未成年者又は規則第4条の2第8号に規定する未成年者である場合には、これらの者の法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む)の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

申請者が法人である場合には、条例第8条第1項第1号キに規定する役員又は規則第4条の2第9号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

申請者に規則第4条の2又は第4条の3第6号に規定する使用人がある場合には、これらの者の氏

名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

上記 ~ については、別紙「参考（第4条関係）」を参考に作成し、申請書に添付する。

なお、規則第4条の3第6号の市長が別に定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(20) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書

(21) 特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置（別記様式第3号）

土砂等の埋立て等によって生ずる、粉じん、騒音、振動等に係る防止措置について具体的に記載すること。（例：散水車による散水、場内走行速度5km/h以内、搬入・搬出車両の通行時間帯の制限等）

(22) 構造安定計算書

施行規則第5条（別表第二）の構造上の基準について、必要に応じて添付する。

なお、計算の根拠となるボーリングデータ、土質試験結果も添付すること。

(23) 擁壁を用いる場合の断面図及び背面図

参考の条文「宅地造成規制法施行令」のとおり構造とし、図面は1/50程度で作成し、背面図は擁壁の裏面の構造が判明できるものであること。

(24) 特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合の当該行為に該当することを証する書面

当該行為の許認可等の通知書等とする。ただし、許認可等の決定がなされていない場合にあつては、申請書の写し（提出先の受付印のあるものに限る。）とする。

(25) その他

1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

検査試料採取調書、計量証明書、賃貸借計画書及び許認可等の通知書等は原本を確認するので、原本を持参すること。

2 特定事業（一時堆積事業）許可申請書（様式第4号）記載要領

提出部数は、2部とします。申請書類は正本1通の他は写しで結構です。
申請書類は、フラットファイル、ファイルケ-ス等で製本してください。
申請書類は、目次に従い短縮した項目名でインデックスをつけてください。

【申請書関係】

(1) 特定事業場の位置

特定事業場の地番を全て記載すること。（別紙で記載することも可能）

(2) 特定事業場及び特定事業区域の面積

実測面積を記載すること。また、実測の求積図等を添付すること。

(3) 特定事業に供する施設の設置計画

1/500程度でA0～A4の大きさで図面を作成しその位置を明示すること。

（土砂等の搬入路、排水溝及び排水枡等（特定事業場内に事務所を設置する場合は、事務所を含む。）の施設の位置を明示すること。）（添付書類の断面図に同等の内容が記載されていればこれに代えることができる。）

ただし、事務所を特定事業場以外に設置する場合は、事務所の位置を示す住所地図等を添付すること。

(4) 現場管理責任者の氏名

施行規則16条の2に規定する現場管理責任者の職務を遂行できる者を任ずること。

(5) 特定事業の期間

特定事業を行う期間を記載すること。

ただし、特定事業区域の土地が自らの所有でない場合、かつ、行政機関の所有又は管理する土地でない場合には、借地等の契約期間の範囲内で記載すること。この場合、賃貸借契約書等（同様の内容で既に契約がなされている場合はその契約書でも可能。）を添付すること。

特定事業区域の土地が行政機関の所有又は管理する土地の場合には、使用許可等の期間の範囲内で記載すること。ただし、土砂等の搬入予定量を勘案し、相当と認められる期間とする。この場合、当該許可等を証明する書類（許可前には申請書の写し。受付印のあるものに限る。）を添付すること。

(6) 特定事業区域から特定事業区域以外の地域への排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置

1/500程度の平面図に特定事業区域の傾斜等が分かるよう水勾配の方向を表示するとともに、排水溝、排水枡（必要に応じた数を設置すること。）等を記載するとともに、特定事業区域から排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置に配慮した工事の工程、工法及び構造図等を記載した図面とする。（添付書類の平面図及び断面図に同等の内容が記載されていればこれに代えることができる。）

(7) 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量

年間及び1日平均の土砂等の搬入及び搬出の予定量を記載すること。

(8) 特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造

施行規則第5条第2項に掲げる構造を満たした、1/500程度で土砂等のたい積が最大となった時のたい積の構造を平面図及び断面図で示すこと。

なお、断面図には、各縦横断面部において盛土が最大となる位置及び盛土厚並びに法面勾配を記載すること。（添付書類の平面図及び断面図に同等の内容が記載されていればこれに代えることができる。）

(9) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置又は施行規則第5条の2で定める措置

1/250 程度の平面図及び立面図に、土砂等を区分するための擁壁の設置又は関係者以外の者が容易に立ち入ることができないような出入り口の構造等の工法等を記載すること。（添付書類の平面図及び断面図に同等の内容が記載されていればこれに代えることができる。）

【添付書類関係】

(10) 申請者の住民票の写し（法人の場合にあっては、商業登記事項証明書）

申請日前3月以内に発行したものに限る。

(11) 特定事業場の位置図

1/50,000程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。

(12) 特定事業場の付近の見取図

1/500 程度で特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。

(13) 特定事業場の土地の登記事項証明書

申請日前3月以内に発行したものに限る。

(14) 特定事業場の公図の写し

特定事業区域を明示し、特定事業区域及び隣接地の地目を記入し、謄写した法務局名、作成年月日及び作成者名を記載し、作成者の押印がなされているものとする。

(15) 申請者が条例第8条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面

「別紙（第4条関係）」を参考に作成し、申請書に添付する。

(16) 法定代理人、役員、株主、出資者、使用人等

申請者が条例第8条第1項第1号カに規定する未成年者又は規則第4条の2第8号に規定する未成年者である場合には、これらの者の法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む)の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

申請者が法人である場合には、条例第8条第1項第1号キに規定する役員又は規則第4条の2第9号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

申請者に規則第4条の2又は第4条の3第6号に規定する使用人がある場合には、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

上記 ~ については、別紙「参考（第4条関係）」を参考に作成し、申請書に添付する。

なお、規則第4条の3第6号の市長が別に定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(17) 特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置（別記様式第3号）

土砂等の埋立て等によって生ずる、粉じん、騒音、振動等に係る防止措置について具体的に記載すること。（例：散水車による散水、場内走行速度5km/h以内、搬入・搬出車両の通行時間帯の制限等）

(18) 特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合の当該行為に該当することを証する書面

当該行為の許認可等の通知書とする。ただし、許認可等の決定がなされていない場合にあっては、

ては、申請書の写し（提出先の受付印のあるものに限る）とする。

(19) 特定事業(一時堆積事業)区域内土地使用同意書

特定事業区域の土地が自らの所有でない場合には、当該土地について、申請者が使用占有する権限等があることを証する書類として、当該同意書を土地所有者全員分添付すること。

(20) 特定事業場の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）

形状の変化が確認できるピッチ及び縮尺の平面図及び縦横の断面図とする。

（原則として1/250～1/500の図面とする。）

なお、保安距離は、平面図と断面図が対応していることとする。

(21) その他

1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

検査試料採取調書、計量証明書、賃貸借計画書及び許認可等の通知書等は原本を確認するので、原本を持参すること。

3 特定事業変更許可申請書（様式第5号）記載要領

提出部数は、2部とする。申請書類は正本1通の他は写しでよい。

【申請書関係】

- (1) 変更申請を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容及び理由を記載すること。
- (2) 期間延長の変更は1年以内とすること。

【添付書類関係】

- (3) 変更事項に応じた書類を添付すること。
- (4) 許可申請書に用いた図面と同一の縮尺の図面とし、変更前後の内容が判明できるものであること。
- (5) 特定事業区域内土地使用同意書（特定事業が一時たい積である場合にあっては、特定事業（一時堆積事業）区域内土地使用同意書）
特定事業区域の土地が自らの所有でない場合には、当該土地について、申請者が使用占有する権限等があることを証する書類として、当該同意書を土地所有者全員分添付すること。

4 特定事業譲り受け許可申請書（様式第18号）記載要領

提出部数は、2部とする。申請書類は正本1通の他は写しでよい。

【申請書関係】

- (1) 譲り受けようとする特定事業許可に係る事項について、その内容及び譲受けの理由を記載すること。

【添付書類関係】

- (2) 申請者の住民票の写し（法人の場合にあっては、商業登記事項証明書）
申請日前3月以内に発行したのものに限る。
- (3) 特定事業場の位置図
1/50,000程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。
- (4) 特定事業場の付近の見取図
1/500程度で特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。
- (5) 特定事業区域内土地使用同意書（特定事業が一時たい積である場合にあっては、特定事業（一時たい積事業）区域内土地使用同意書）
特定事業区域の土地が自らの所有でない場合には、当該土地について、申請者が使用占有する権限等があることを証する書類として、当該同意書を土地所有者全員分添付すること。

- (6) 申請者が条例第8条第1項第1号カからケまでに該当しない者であることを誓約する書面
別紙「参考（第4条関係）」を参考に作成し、申請書に添付する。
- (7) 法定代理人、役員、株主、出資者、使用人等
申請者が条例第8条第1項第1号カに規定する未成年者又は規則第4条の2第8号に規定する未成年者である場合には、これらの者の法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む)の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
申請者が法人である場合には、条例第8条第1項第1号キに規定する役員又は規則第4条の2第9号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
申請者に規則第4条の2又は第4条の3第6号に規定する使用人がある場合には、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
上記 ~ については、別紙「参考（第4条関係）」を参考に作成し、申請書に添付する。
- (8) 譲り受けようとする特定事業に係る許可指令書の写し

5 土砂等搬入届（様式第7号）記載要領

提出部数は、1部とする。

- (1) 土砂等の採取場所1か所につき1通作成すること。
- (2) 同一採取場所の場合は、5,000m³までごとに1通作成すること。
- (3) 土砂等の搬入予定量
1つの採取場所からの全体量を記載し、今回の届出に係る搬入量は5,000m³以下であること。
- (4) 土砂等の運搬事業者名
事業者が複数の場合は、全ての事業者を記載すること。
- (5) 添付書類について
検査試料採取調書、計量証明書、土砂等発生元証明書及び売渡・譲渡証明書は、原本を確認するので、原本を持参すること。

6 - 1 土砂等発生元証明書（様式第8号）記載要領

土砂等の発生元の事業者が発行するものであること。

提出部数は、1部とする。

- (1) 土砂等発生元証明書の宛名
土砂等の埋立等を行う業者となる（一時堆積特定事業場を経由する場合には、一時堆積特定事業者又は埋立業者となる。）
- (2) 当該工事にかかる土砂等発生量
当該工事等施工現場から発生する総予定量を記載し、かっこ内に当該発生場所から当該特定事業場へ搬出する契約量が記載されていること。
- (3) 今回の証明にかかる土砂等の量
処分契約量のうち当該証明書に係る土砂等の量（一度に最高5000立方メートルまで）が記載されていること。
- (4) 発生土砂等運搬契約者
土砂等の発生場所から当該特定事業場までの運搬に係るすべての運搬事業者名が記載されていること。

国等が行う事業により採取された土砂等について

公共事業から排出された土砂等を処分する場合、次のいずれかの方法によること

- (1) 土砂等発生元証明書の発生元事業者欄に、発生元事業者である公共団体の記名・公印があること
- (2) 当該公共事業の工事契約書等、当該工事を請け負っていることが明らかになる書類原本を持参すること

6 - 2 検査試料採取調書（様式第9号）記載要領

実際に検査試料の採取を行った者が記載するものであること。

提出部数は1部とする。

- (1) 検体区分欄の番号等は、当該調書に係る計量証明書の発行番号と一致すること。
- (2) 当該調書に係る計量証明書を作成するために行う地質分析は、それぞれ別表第一に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。（施行規則第8条第4項）
- (3) 当該調書に係る計量証明書は、計量法第107条の登録を受けた計量証明業者が発行するものであること。

7 - 1 土砂等管理台帳（様式第10号）記載要領

小規模特定事業の土砂等について、採取場所ごとに作成するものであること。

- (1) 特定事業に使用される土砂等の量
許可申請時に積算した特定事業に使用される土砂等の量を記載すること。
（変更のあった場合は、変更後の量）
- (2) 土砂等の採取場所に係る工事等の内訳
採取場所に係る工事等の名称を記載すること
工事等に係るものではない場合は、「 会社土取り場」等採取場所に係る具体的な内容を記載すること。

7 - 2 土砂等管理台帳（一時堆積事業用）（様式第11号）記載要領

特定事業（一時堆積事業）の土砂について、採取場所ごとに作成するものであること。

- (1) 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入・排出量
許可申請時に積算した年間及び1日平均の土砂等の搬入及び搬出の予定量を記載すること。
（変更のあった場合は、変更後の量）
- (2) 特定事業場への搬出
搬出先の直下の欄へは、当該一時堆積場から搬出する場所を記載すること。
搬出先に対応する各日付欄へは、一日当たりの当該搬出先への搬出量を記載すること。

8 特定事業状況報告書（様式第12号）記載要領

当該報告書には、土砂等管理台帳（様式第10号）の写しを添付すること。

提出部数は1部とする

- (1) 特定事業に使用される土砂等の量
実施済量については、採取場所ごとの累計量の合計に一致すること。
- (2) 今回報告量

報告に係る期間（6月間）に搬入された量を記載すること。

(3) 累計量

前回累計量に今回報告量を加えた量になること。

9 特定事業（一時堆積事業）状況報告書（様式第13号）記載要領

当該報告書には、土砂等管理台帳（一時堆積事業用）（様式第11号）の写しを添付すること。

提出部数は、1部とする。

(1) 前回までの処分残量

前回の報告時に、搬出されずに残っている量を記載すること。

(2) 完了時の報告においては、前回までの処分残量に搬入量を加えた量が全て搬出され、処分残量が0になっていること。

10 特定事業水質検査等報告書（様式第14号）記載要領

当該報告書には、採取した試料の検査試料採取調書（様式第9号）及び計量証明書を添付し、施行規則第12条の表の左覧に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に報告すること。提出部数は、1部とする。

(1) 当該報告書に添付されている検査試料採取調書に係る計量証明書を作成するために行う水質検査は、次の に掲げる項目の区分に応じ、 に定める方法により行わなければならないこと。（施行規則第10条第1項各号）

別表1に掲げる項目

土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）に定める付表に定める方法により検液を作成し、当該項目ごとに環境大臣が定める排水基準にかかる検定方法（昭和49年環境庁告示第64号以下「昭和49年告示」という）に定める測定方法

水素イオン濃度及び浮遊物質

昭和49年告示に定める測定方法

(2) 当該報告書に添付されている検査試料採取調書に係る計量証明書を作成するために行う地質検査は、施行規則第11条第1項第2号及び第3号の規定により採取、作成された試料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならないこと。（施行規則第11条第1項第3号）

(3) 当該報告書に添付されている検査試料採取調書に係る計量証明書は、計量法第107条の登録を受けた計量証明事業者が発行するものであること。

(4) 当該報告書、検査試料採取調書及び計量証明書は原本を確認するので、原本を持参すること。

11 特定事業相続届（様式第19号）記載要領

特定事業の許可を受けた者について、相続があった場合に市長に届け出る。

提出部数は2部とする。

(1) 相続の事実を証する書面

被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本、除籍謄本、相続人全員の戸籍謄本、遺産分割協議書（共同相続人全員の印鑑登録証明書必要）、相続人の本籍記載の住民票（相続人が未成年である場合は、その法定代理人の住民票の写し）

当該相続の事実を証する書面は、原本を確認するので原本を持参すること。

1 2 その他

(1) 特定事業変更届（様式6号）

提出部数は1部とする。

(2) 特定事業完了届（様式第16号）

(3) 特定事業廃止（休止）届（様式第17号）

提出部数は、2部とする。申請書類の正本1通の他は写しでよい。

参考（第4条関係）

誓 約 書

申請者が、鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第8条第1項第1号アからケに該当しない者であることを誓約する書面

鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下条例という）第8条第1項第1号に規定する欠格要件

ア この条例又は鹿沼市きれいなまちづくり推進条例（平成15年鹿沼市条例第30号）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

イ 第19条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る鹿沼市行政手続条例（平成9年鹿沼市条例第16号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が第19条第1項第2号又は第7号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

ウ 第19条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

エ 第20条の規定による必要な措置を完了していない者

オ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む）がアからオまで又はキのいずれかに該当するもの

キ 法人でその役員又は規則で定める使用人（注1）のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの

ク 個人で規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの

ケ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イからへまでに掲げる者のうち規則で定めるもの（注2）

(注1)鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(以下規則という)

第4条の2 条例第8条第1項第1号キ及びクの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(注2)規則4条の3 条例第8条第1項第1号ケの規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

第4条の3 条例第8条第1項第1号ケの規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (3) 法、浄化槽法(昭和58年法律第43号)、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の2第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (4) 法第7条の4第1項(同項第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは法第14条の3の2第1項(同項第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(法第7条の4第1項第3号又は法第14条の3の2第1項第3号(法第14条の6において準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条にお

- いて同じ。)であった者で当該取消の日から3年を経過しないものを含む。)
- (5) 法第7条の4若しくは法第14条の3の2(法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項(法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から3年を経過しないもの
- (6) 前号に規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、前号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは使用人(申請者の使用人で、本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)の代表者その他これに準ずる者で市長が別に定める使用人。以下同じ。)であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の使用人であった者で、当該届出の日から3年を経過しないもの
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から3年を経過しない者(以下この条において「暴力団員等」という。)
- (8) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が第1号から前号までのいずれかに該当するもの
- (9) 法人でその役員又は使用人のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する者のあるもの
- (10) 個人で使用人のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する者のあるもの
- (11) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

申請者は、上記鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第8条第1項第1号アからケに該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

(法人にあつては名称及び代表者の名前)

(裏)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	株	出資の額	
		本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の 数又は出資の額 割 合	住 所

規則第4条の2に規定する使用人又は第4条の3第6号に規定する知事が別に定める使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

備考

- 各欄に記入しきれない場合は、この様式に準じて別紙に記入し、添付すること。

車両表示:例(A4程度の大きさ)

土砂等搬入車両

搬入先(特定事業区域)

鹿沼市上殿町695

100ポイント以上

60ポイント以上

許可事業者

(株)クリーン土砂

許可番号 鹿沼市指令環

第100-1号

土砂等搬入事業者

(有)残土運送

30ポイント以上

60ポイント以上

車両表示等について

平成18年7月1日から、事業者は、土砂等を運搬する車両への表示及び土砂等の採取場所ごとの土砂等管理台帳を作成することになりました。

違反した場合、許可取り消しの対象となりますので御注意ください。

1 車両表示について

土砂等運搬車両への表示に当たっては、識別しやすい色の文字により、車両の識別しやすい場所

(運転席前面のダッシュボード周辺など)に表示してください。また、車両の側面に脱着式のマグネットシート(走行中に車体から容易に落ちないものに限る)による表示でも差し支えありません。

表示板の大きさはA4板程度、文字等の大きさは、日本工業規格Z8305の大きさと表記してください。

2 土砂等管理台帳

事業者は、搬入する土砂等について、採取場所ごとに土砂等管理台帳を作成し、一日ごとの搬入量や運搬手段、一時たい積場の場所等を把握してください。

また、定期的に、土砂等管理台帳の写しを添付して、特定事業に使用された土砂等の量を市長に報告してください。

鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例・施行規則対照表

条 例	規 則
<p>鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例 平成 11 年 8 月 11 日 条例第 24 号 平成 24 年 3 月 19 日 条例第 15 号</p>	<p>鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則 平成 11 年 8 月 30 日 規則第 25 号</p>
<p>目次 第 1 章 総則(第 1 条 - 第 5 条) 第 2 章 特定事業に関する規則(第 6 条 - 第 21 条) 第 3 章 雑則(第 22 条 - 第 25 条) 第 4 章 罰則(第 26 条 - 第 29 条)</p>	
<p>第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 この条例は、土砂等の埋立て等に関する規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生を防止し、もって市民生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。 2 土砂等の埋立て等に関する規制に関しこの条例に規定する事項について、他の法令(法律、法律に基づく命令(告示を含む。))及び条例をいう。以下同じ。)に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。</p>	<p>(趣旨) 第 1 条 この規則は、鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例(平成 11 年鹿沼市条例第 24 号。以下「条例」という。)第 25 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 土砂等の埋立て等 土砂等(土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。)による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積(製品の製造又は加工のための原材料のたい積、土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 22 条第 1 項に規定する汚染土壌処理施設における土砂等の堆積その他規則で定める堆積を除く。)を行う行為をいう。 (2) 特定事業 土砂等の埋立て等に供する区域(宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行</p>	<p>(条例第 2 条第 1 号の規則で定める堆積) 第 1 条の 2 条例第 2 条第 1 号の規則で定める堆積は、次に掲げるものとする。 (1) 土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 16 条第 1 項に規定する汚染土壌を同法第 17 条に規定する運搬に関する基準に従い保管する場合における当該汚染土壌の堆積 (2) 汚染された土砂等処理し、又は積替えのために一時的に保管する施設で市長が指定するものにおいて行う土砂等の堆積 2 前項第 2 号の規定による指定は、告示してしなければならない。</p>

<p>う区域。以下この条において同じ。) 以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、当該土砂等の埋立て等に供する区域の面積が 500 平方メートル以上であるものをいう。</p> <p>(3) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。</p> <p>(4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。</p>	
<p>(市の責務)</p> <p>第 3 条 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>	
<p>(土砂等の安全基準等)</p> <p>第 3 条の 2 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準(以下「安全基準」という。)は、土砂等の汚染状態について、規則で定める。</p> <p>2 安全基準は、土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして定めるものとする。</p> <p>3 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。</p>	<p>(安全基準)</p> <p>第 1 条の 3 条例第 3 条の 2 第 1 項の安全基準は、別表第 1 の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第 1 の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。</p>
<p>(崩落等の防止措置等)</p> <p>第 3 条の 3 土砂等の埋立て等を行う者は、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 市長は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、これらを防止するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。</p> <p>3 市長は、前項の規定による指導をした場合において、その指導を受けた者がそ</p>	

<p>の指導に従わないときは、その旨及びその指導の内容を公表することができる。</p>	
<p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策に協力する責務を有する。</p> <p>2 特定事業者は、当該土砂等の埋立て等の施工に係る苦情又は紛争が生じたときは、責任をもってその解決に当たらなければならない。</p> <p>3 建設工事等に伴い発生する土砂等を排出する者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を排出しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を排出することのないように努めなければならない。</p> <p>4 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないように努めなければならない。</p> <p>5 特定事業者は、暴力団員等又は密接関係者(栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第6条に規定する密接関係者をいう。)であることを知りながら、これらの者に当該特定事業に関する業務を行わせてはならない。</p> <p>6 特定事業者は、当該特定事業に関して暴力団員等から不当要求を受けたときは、速やかに、その旨を警察署その他の関係機関に通報しなければならない。</p>	
<p>(土地所有者の責務)</p> <p>第5条 土地所有者は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生のおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。</p>	
<p>第2章 特定事業に関する規則 (特定事業の許可)</p> <p>第6条 特定事業を行おうとする者は、特</p>	<p>(公共的団体の範囲)</p> <p>第2条 条例第6条第1号の規則で定める公共的団</p>

定事業に供する区域(以下「特定事業区域」という。)ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定事業については、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体(以下「国等」という。)が行う特定事業
- (2) 採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)その他の法令に基づき許認可等(許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。)がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行う特定事業
- (3) 採石法又は砂利採取法に基づき認可がなされた採取計画に従って行う特定事業
- (4) 土壤汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で行う特定事業
- (5) 非常災害のために必要な応急措置として行う特定事業
- (6) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為として行う特定事業で規則で定めるもの

体は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人都市再生機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、東日本高速道路株式会社、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康福祉機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - (2) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住宅供給公社
 - (3) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社
 - (4) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
 - (5) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定により認可された土地改良区連合
 - (6) 土地地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により認可された土地地区画整理組合
 - (7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壤の汚染又は災害の発生防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けた者
- 2 前項第7号の規定により市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(条例第6条第6号の規則で定める特定事業)
第3条 条例第6条第6号の規則で定める特定事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 植樹の用に供する目的で行う特定事業
- (2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で行う特定事業
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づく許可を受けた一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設において行う特定事業

(特定事業に係る土地所有者の同意)
第6条の2 前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、次条第1項の規定によるものである

(土地所有者の同意)
第3条の2 条例第6条の2(条例第10条第1項及び条例第17条の2第1項において準用する場合を含む。)の同意は、条例第6条の許可の申請が、条例第7条第1項の規定によるものである場合にあっては特定事業区域内土地使用同意書(様式第

<p>場合にあっては同項第 1 号から第 11 号までに掲げる事項を、同条第 2 項の規定によるものである場合にあっては同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。</p>	<p>1 号の 2) により、同条第 2 項の規定によるものである場合にあっては特定事業 (一時堆積事業) 区域内土地使用同意書 (様式第 1 号の 3) によらなければならない。</p>
<p>(許可申請の手続)</p> <p>第 7 条 第 6 条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 特定事業区域及び特定事業に供する施設 (以下「特定事業場」という。) の位置及び面積</p> <p>(3) 特定事業に供する施設の設置計画</p> <p>(4) 特定事業の施工を管理する事務所の所在地</p> <p>(5) 特定事業の施工を管理する者 (以下「現場管理責任者」という。) の氏名</p> <p>(6) 特定事業に使用される土砂等の量</p> <p>(7) 特定事業の期間</p> <p>(8) 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造</p> <p>(9) 特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画</p> <p>(10) 特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置</p> <p>(11) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置</p> <p>(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第 6 条の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う特定事業 (以下「一時堆積事業」という。) である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に一時堆積事業に供する区域 (以下「一時堆積事業区域」</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第 4 条 条例第 7 条第 1 項の申請書は、特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画 (様式第 2 号の 2) を添付した特定事業許可申請書 (様式第 2 号) とする。</p> <p>2 条例第 7 条第 1 項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 申請者の住民票の写し (法人にあっては、登記事項証明書)</p> <p>(2) 特定事業場の位置図及び付近の見取図</p> <p>(3) 特定事業場の平面図及び断面図 (特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。)</p> <p>(4) 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し</p> <p>(5) 特定事業区域内土地使用同意書</p> <p>(6) 申請者が条例第 8 条第 1 項第 1 号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>(7) 申請者が条例第 8 条第 1 項第 1 号カに規定する未成年者又は第 4 条の 3 第 8 号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所 (法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所。第 15 条の 2 第 2 項第 5 号において同じ。) を記載した書面</p> <p>(8) 申請者が法人である場合には、条例第 8 条第 1 項第 1 号キに規定する役員又は第 4 条の 3 第 9 号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面</p> <p>(9) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面</p> <p>(10) 申請者に次条又は第 4 条の 3 第 6 号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面</p> <p>(11) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書</p> <p>(12) 土質試験等に基づく土砂等の埋立て等の構造の安定計算 (以下「安定計算」という。) を</p>

<p>という。)を示す図面その他の規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号から第5号まで、第7号及び第10号に掲げる事項</p> <p>(2) 年間の一時堆積事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量</p> <p>(3) 一時堆積事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造</p> <p>(4) 一時堆積事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置又は第8条第2項第3号ただし書きの規則で定める措置</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項</p>	<p>行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面</p> <p>(13) 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図及び背面図</p> <p>(14) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書</p> <p>(15) 特定事業の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面(様式第3号)</p> <p>(16) 特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面</p> <p>(17) その他市長が必要と認める書類</p> <p>3 条例第7条第2項の申請書は、特定事業(一時堆積事業)許可申請書(様式第4号)とする。</p> <p>4 条例第7条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 第2項第1号、第2号、第4号、第6号から第10号まで、第15号及び第16号に掲げる書類</p> <p>(2) 特定事業(一時堆積事業)区域内土地使用同意書</p> <p>(3) 特定事業場の平面図及び断面図(土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。)</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>(申請の制限)</p> <p>第7条の2 第6条の許可を受けようとする者は、特定事業の期間について3年を超えて申請することができない。</p>	
<p>(許可の基準)</p> <p>第8条 市長は、第6条の許可の申請が第7条第1項の規定によるものである場合にあつては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第6条の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア この条例又は鹿沼市きれいなまちづくり推進条例(平成15年鹿沼市条例第30号)の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者</p> <p>イ 第19条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3</p>	<p>(使用人)</p> <p>第4条の2 条例第8条第1項第1号キ及びクの規定で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。</p> <p>(1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの</p> <p>(条例第8条第1項第1号ケの規定で定めるもの)</p> <p>第4条の3 条例第8条第1項第1号ケの規定で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p>

年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る鹿沼市行政手続条例(平成9年鹿沼市条例第16号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。以下この号において同じ。)であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。)。ただし、申請者が第19条第1項第2号又は第7号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

- ウ 第19条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - エ 第20条の規定による必要な措置を完了していない者
 - オ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
 - カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む)がアからオまで又はキのいずれかに該当するもの
 - キ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの
 - ク 個人で規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの
 - ケ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第5項第2号イからヘまでに掲げる者のうち規則で定めるもの
- (2) 第6条の2に規定する同意を得てい

- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (3) 法、浄化槽法(昭和58年法律第43号)、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の2第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (4) 法第7条の4第1項(同項第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは法第14条の3の2第1項(同項第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(法第7条の4第1項第3号又は法第14条の3の2第1項第3号(法第14条の6において準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。)であった者で当該取消

- ること。
- (3) 特定事業が3年以内に完了するものであること。
- (4) 特定事業の施工を管理することができる事務所が設置されていること。
- (5) 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等のたい積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
- (6) 特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置が図られていること。
- (7) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。
- 2 市長は、第6条の許可の申請が第7条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第6条の許可をしてはならない。
- (1) 前項第1号から第4号まで及び第6号の規定に適合するものであること。
- (2) 一時堆積事業区域及び一時堆積事業に供する施設(以下「一時堆積事業場」という。)の構造が、当該一時堆積事業場の区域以外の地域への一時堆積事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
- (3) 一時堆積事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。ただし、当該土砂等を適正に管理できるものとして規則で定める措置が図られている場合は、この限りでない。
- 3 第6条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るもので
- しの日から3年を経過しないものを含む。)
- (5) 法第7条の4若しくは法第14条の3の2(法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項(法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から3年を経過しないもの
- (6) 前号に規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、前号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは使用人(申請者の使用人で、本店又は支店(商人以外の者)にあっては、主たる事務所又は従たる事務所)の代表者その他これに準ずる者で市長が別に定める使用人。以下同じ。)であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の使用人であった者で、当該届出の日から3年を経過しないもの
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から3年を経過しない者(以下この条において「暴力団員等」という。)
- (8) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が第1号から前号までのいずれかに該当するもの
- (9) 法人でその役員又は使用人のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する者のあるもの
- (10) 個人で使用人のうちに第1号から第7号ま

<p>あって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定める行為に係るものである場合にあっては、第1項第5号及び第7号並びに前項第2号の規定は、適用しない。</p> <p>4 市長は、第6条の許可(第7条第1項の申請に係るもので規則で定める構造に係るものに限る。)をする場合においては、あらかじめ、第1項第5号に掲げる事項について、専門的知識を有する者の意見を聞くことができる。</p>	<p>でのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>(11) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>(構造上の基準)</p> <p>第5条 条例第8条第1項第5号の規則で定める構造上の基準は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>2 条例第8条第2項第2号の規則で定める構造上の基準は、別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>(条例第8条第2項第3号ただし書の規則で定める措置)</p> <p>第5条の2 条例第8条第2項第3号ただし書の規則で定める措置は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 特定事業場の出入口に施錠その他関係者以外の者が立ち入ることができないような措置</p> <p>(2) その他市長が必要と認める措置</p> <p>(構造上の基準に係る適用除外)</p> <p>第6条 条例第8条第3項の規則で定める行為は、別表第4に掲げる行為とする。</p> <p>(条例第8条第4項の規則で定める構造)</p> <p>第6条の2 条例第8条第4項の規則で定める構造は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 土砂等の埋立て等の高さ(特定事業により生じたのり面の最下部(擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端)と最上部の高低差をいう。以下同じ。)が10メートルを超える構造(第4条第2項第12号に規定する安定計算が行われたものに限る。)</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が別に定める構造</p>
<p>(許可の条件)</p> <p>第9条 市長は、市民生活の安全を確保し、又は生活環境を保全するために必要があると認めるときは、第6条の許可に条件を付することができる。</p>	
<p>(変更の許可等)</p> <p>第10条 第6条の許可を受けた者は、第7条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第6条の2の規定を準用する。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次</p>	<p>(変更の許可の申請等)</p> <p>第7条 条例第10条第1項前段の規則で定める軽微な変更は、申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)特定事業に使用される土砂等の量(土砂等の堆積の構造の変更を伴わないものに限る。)又は採取場所若しくは搬入計画又は現場管理責任者の変更とする。</p> <p>2 条例第10条第2項の申請書は、特定事業変更</p>

<p>に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 変更の内容及びその理由</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>3 第1項の許可を受けようとする者は、第6条の許可に係る特定事業の期間を変更する場合にあっては、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日から起算して1年を超えた日を当該変更後の特定事業の期間が満了する日とすることができない。</p> <p>4 第6条の許可を受けた者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>5 前3条の規定は、第1項の許可について準用する。</p>	<p>許可申請書(様式第5号)とする。</p> <p>3 条例第10条第2項の規則で定める書類は、第4条第2項各号及び第4項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類とする。</p> <p>4 条例第10条第4項の規定による届出は、特定事業変更届(様式第6号)を提出して行わなければならない。</p>
<p>(土砂等の搬入の届出)</p> <p>第11条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付して、市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面を省略することができる。</p> <p>(1) 当該土砂等が、国等が行う事業により採取された土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。</p> <p>(2) 当該土砂等が、採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可等がなされた採取場から採取された土砂</p>	<p>(土砂等の搬入の届出)</p> <p>第8条 条例第11条本文の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届(様式第7号)を提出して行わなければならない。</p> <p>2 条例第11条本文の当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書(様式第8号)とする。</p> <p>3 条例第11条の当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る地質分析の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに検査試料採取調書(様式第9号)及び計量証明書(計量法(平成4年法律第51号)第110条の2第1項の規定による証明書をいう。以下同じ。)とする。</p> <p>4 前項の搬入しようとする土砂等に係る計量証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。</p> <p>5 条例第11条第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規</p>

<p>等である場合であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めるとき。</p>	<p>則で定めるものは、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面とする。</p>
<p>(土砂等管理台帳の作成等)</p> <p>第12条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、採取場所ごとに、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。</p> <p>(1) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の採取場所からの運搬手段</p> <p>(2) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量</p> <p>(3) 当該許可(一時堆積事業に係るものに限る。)に係る特定事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 第6条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の規定による土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。</p>	<p>(土砂等管理台帳等)</p> <p>第9条 条例第12条第1項の土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳(様式第10号)(特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、土砂等管理台帳(一時堆積事業用)(様式第11号))によるものとする。</p> <p>2 条例第12条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 特定事業の許可を受けた者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>(2) 特定事業の許可の番号</p> <p>(3) 特定事業場の位置及び特定事業区域の面積</p> <p>(4) 現場管理責任者の氏名</p> <p>(5) 特定事業に使用される土砂等の量(特定事業が一時堆積事業にあっては、年間の当該特定事業に使用される土砂等の搬入量及び搬出量)</p> <p>(6) 特定事業の期間</p> <p>(7) 特定事業に使用される土砂等の採取場所及び当該採取場所の事業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>(8) 特定事業に使用される土砂等の採取に係る工事等の内容及び当該工事等の責任者の氏名</p> <p>3 条例第12条第2項の規定による報告は、特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内(特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、条例第16条第1項又は条例第17条第2項の規定による届出の時)に、特定事業状況報告書(様式第12号)を提出して行わなければならない。</p> <p>4 特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、条例第12条第2項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内(特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、条例第16条第1項又は条例第17条第2項の規定による届出の時)に、特定事業(一時堆積事業)状況報告書(様式第13号)を提出して行わなければならない。</p>
<p>(水質検査等)</p> <p>第13条 第6条の許可を受けた者は、当</p>	<p>(水質検査)</p> <p>第10条 条例第13条第1項の規定による水質</p>

該許可に係る特定事業が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域から当該特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査を行わなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないときは、当該特定事業区域の土壌についての地質検査を行うことによって、当該水質検査に代えることができる。

- 2 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業区域から当該特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査及び当該特定事業区域の土壌についての地質検査を行わなければならない。ただし、当該水質検査を行うことができないと市長が認めるとき、又は当該地質検査を行う必要がないと市長が認めるときは、当該水質検査又は地質検査を省略することができる。
- 3 第6条の許可を受けた者は、第1項又は前項の規定による検査を行ったときは、規則に定めるところにより、当該検査の結果を市長に報告しなければならない。
- 4 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、その旨を市長に報告しなければならない。

検査は、特定事業を開始した日から6月ごとに試料を採取し、次の各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

- (1) 別表第1に掲げる項目 土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号。以下「平成3年告示」という。)付表に定める方法により検液を作成し、当該項目ごとに環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年告示」という。)に定める測定方法により行うこと。
 - (2) 水素イオン濃度及び浮遊物質濃度 昭和49年告示に定める測定方法により行うこと。
- 2 特定事業が一時堆積事業である場合にあつては、条例第13条第1項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごとに試料を採取し、前項各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。
- 3 条例第13条第2項本文の規定による水質検査は、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日に試料を採取し、第1項各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

(地質検査)

第11条 条例第13条第1項ただし書の規定による地質検査は、特定事業を開始した日から6月ごとに、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 地質検査は、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。

特定事業場区域の面積	区域
3,000平方メートル未満	1
3,000平方メートル以上1ヘクタール未満	2
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5
4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9
8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10
9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11

10ヘクタール以上

12

(2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域の原則として中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点)の土壌について行うこと。

(3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第1号の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が承認した場合にあつては、市長が定めるところにより、第1号の規定により区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し、1試料とすること。

(4) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

2 特定事業が一時堆積事業である場合にあつては、条例第13条第1項ただし書の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごとに、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。

3 条例第13条第2項の規定による地質検査は、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日に第1項各号に掲げる方法により行わなければならない。

(水質検査等の報告)

第12条 条例第13条第3項の規定による報告は、次の表の左欄に掲げる検査の区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に、それぞれ特定事業水質検査等報告書(様式第14号)に同表の右欄に掲げる書類を添付して行わなければならない。

検査	提出時期	添付書類
1 第10条第1項の水質検査	特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第1項の規定により採取した試料の検査試料採取

	間以内	調書及び計量証明書
2 第 10 条第 2 項の水質検査	特定事業を開始した日から 3 月ごとに当該 3 月を経過した日から 2 週間以内	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第 10 条第 2 項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
3 第 10 条第 3 項の水質検査	市長が別に指定する日	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第 10 条第 3 項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
4 第 11 条第 1 項の地質検査	特定事業を開始した日から 6 月ごとに当該 6 月を経過した日から 2 週間以内	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第 11 条第 1 項の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び計量証明書
5 第 11 条第 2 項の地質検査	特定事業を開始した日から 3 月ごとに当該 3 月を経過した日から 2 週間以内	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第 11 条第 2 項の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び計量証明書
6 第 11 条第 3 項の地質検査	市長が別に指定する日	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第 11 条第 3 項の規

			定により採取した 試料ごとの検査試 料採取調書及び計 量証明書
(周辺住民等への周知) 第13条の2 第6条の許可を受けた者は、当該許可の内容を当該特定事業場の周辺住民その他の利害関係を有する者に周知させるように努めなければならない。			
(関係書類の縦覧) 第14条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の施工を管理する事務所において、当該特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写し及び第12条第1項の規定による土砂等管理台帳を周辺住民その他の利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。			
(標識の掲示等) 第15条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、その氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。 2 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域と特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない	(標識) 第13条 条例第15条第1項の規定による標識の掲示は、特定事業が施工されている間、土砂等の埋立て等に関する標識(様式第15号)により行わなければならない。 2 条例第15条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 許可年月日及びその番号 (2) 特定事業の目的 (3) 特定事業場の所在地 (4) 特定事業を行う者の氏名、住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)及び電話番号 (5) 特定事業の施工を管理する事務所の所在地及び電話番号 (6) 現場管理責任者の氏名 (7) 特定事業の期間 (8) 特定事業区域の面積 (9) 特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量(一時堆積事業にあっては、土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量) (10) 特定事業場の見取図		
(土砂等の搬入車両への表示) 第15条の2 第6条の許可を受けた者は、車	(車両への表示) 第13条の2 条例第15条の2の規定による車両へ		

<p>両を使用し、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示しなければならない。</p>	<p>の表示は、識別しやすい色の文字で表示するものとし、次項第1号に掲げる事項については日本工業規格 Z8305 に規定する 100 ポイント以上の大きさの文字、同項第2号、第3号及び第5号に掲げる事項については日本工業規格 Z8305 に規定する 60 ポイント以上の大きさの文字及び数字、同項第4号に掲げる事項については日本工業規格 Z8305 に規定する 30 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて表示しなければならない。</p> <p>2 条例第15条の2の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨</p> <p>(2) 特定事業区域の所在地</p> <p>(3) 特定事業の許可を受けた者の氏名（法人にあっては、名称）</p> <p>(4) 特定事業の許可の番号</p> <p>(5) 特定事業区域に土砂等を搬入する者の氏名（法人にあっては、名称）</p>
<p>(特定事業の完了等)</p> <p>第16条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る特定事業区域が第6条の許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。</p> <p>3 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第1項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(特定事業の完了の届出)</p> <p>第14条 条例第16条第1項の規定による届出は、特定事業を完了した日から15日以内に、特定事業完了届（様式第16号）を提出して行わなければならない。</p>
<p>(特定事業の廃止等)</p> <p>第17条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止し、又は休止</p>	<p>(特定事業の廃止等の届出)</p> <p>第15条 条例第17条第2項の規定による届出は、特定事業を廃止した場合にあっては当該特定事業を廃止した日から30日以内に、特定</p>

<p>しようとするときは、当該特定事業の廃止又は休止後の当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止したとき、又は2月以上休止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>3 前項の規定による廃止の届出があったときは、第6条の許可は、その効力を失う。</p> <p>4 市長は、第2項の規定による廃止の届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。</p> <p>5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第2項の規定による廃止の届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>事業を2月以上休止しようとする場合にあつては、あらかじめ特定事業廃止（休止）届（様式第17号）を提出して行わなければならない。</p>
<p>(譲受け)</p> <p>第17条の2 第6条の許可を受けた者から当該許可に係る特定事業を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第6条の2の規定を準用する。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次</p>	<p>(譲受けの許可の申請)</p> <p>第15条の2 条例第17条の2第2項に規定する申請書は、特定事業譲受け許可申請書（様式第18号）とする。</p> <p>2 条例第17条の2第2項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 申請者の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)</p> <p>(2) 特定事業場の位置図及び付近の見取図</p>

<p>に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 譲受けの相手方の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(3) 譲り受けようとする特定事業の許可年月日及びその番号</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、他市長が必要と認める事項</p> <p>3 第8条第1項(第1号及び第2号に係る部分に限る。)及び第9条の規定は、第1項の許可について準用する。</p> <p>4 第1項の許可を受けて特定事業を譲り受けた者は、当該特定事業に係る第6条の許可を受けた者の地位を承継する。</p>	<p>(3) 特定事業区域内土地使用同意書(特定事業が一時堆積事業にあっては、特定事業(一時堆積事業)区域内土地使用同意書)</p> <p>(4) 申請者が条例第8条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>(5) 申請者が条例第8条第1項第1号カに規定する未成年者又は第4条の3第8号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面</p> <p>(6) 申請者が法人である場合には、条例第8条第1項第1号キに規定する役員又は第4条の3第9号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面</p> <p>(7) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面</p> <p>(8) 申請者に第4条の2又は第4条の3第6号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面</p> <p>(9) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>(相続)</p> <p>第18条 第6条の許可を受けた者について相続があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)は、当該許可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により第6条の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>(相続の届出)</p> <p>第16条 条例第18条第2項の規定による届出は、特定事業相続届(様式第19号)を提出して行わなければならない。</p>
<p>(許可の取消し等)</p> <p>第19条 市長は、第6条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により第6条、第10条第1項又は第17条の2</p>	

第1項の許可を受けたとき。

- (2) 第6条の許可に係る土砂等の埋立て等を引き続き1年以上行っていないとき。
- (3) 第8条第1項第1号アからケまでに掲げる者のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 第9条(第10条第5項及び第17条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (5) 第10条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
- (6) 第11条から第15条の2までの規定に違反したとき。
- (7) 前条第1項の規定により第6条の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第8条第1項第1号アからケまでに掲げる者のいずれかに該当するとき。
- (8) 次条第1項、第3項又は第4項の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により第6条の許可の取消しを受けた者(当該取消しに係る特定事業について次条第3項又は第4項の規定による命令を受けた者を除く。)は、当該取消しに係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(措置命令)

第20条 市長は、土砂等の埋立て等において、安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われ、又は行われた場所の土壤に係る情報を住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しく

は一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 市長は、特定事業において、安全基準に適合しない土砂等が特定事業区域に搬入され、又は使用されていることを確認したときは、次に掲げる者に対しても、期限を定めて、当該特定事業に係る特定事業区域に搬入され、又は当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(1) 当該土砂等を当該特定事業区域に搬入した者(前項に規定する者を除く。)

(2) 前項に規定する者に対して、当該土砂等の埋立て等をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂等の埋立て等をするのを助けた者

3 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第6条の許可を受けた者(第10条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。)に対し、当該特定事業を一時停止し、又は当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

4 市長は、第6条又は第10条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、期限を定めて、当該特定事業に使用され

<p>た土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>5 市長は、第16条第3項、第17条第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、その特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p>	
<p>(公表)</p> <p>第20条の2 市長は、前条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨及びその命令の内容を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該命令を受けた者に対し、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p>	
<p>(関係書類等の保存)</p> <p>第21条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業について第16条第1項の規定による完了の届出若しくは第17条第2項の規定による廃止の届出をした日又は第19条第1項の規定による許可の取消しを受けた日から5年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写しを保存しなければならない。</p>	
<p>(現場管理責任者の義務等)</p> <p>第21条の2 現場管理責任者は、特定事業の施工に伴う土壌の汚染及び災害の発生の防止に関し規則で定める職務を誠実に履行しなければならない。</p> <p>2 特定事業の施工に従事する者は、現場管理責任者がその職務を行うために必要があると認めてする指示に従わな</p>	<p>(現場管理責任者の職務)</p> <p>第16条の2 条例第21条の2第1項の規則で定める現場管理責任者の職務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 特定事業場において、特定事業に使用される土砂等の量及び当該土砂等が条例第8条の規定による届出に係るものであることを確認し、そのことについて記録すること。</p> <p>(2) 特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために</p>

<p>ればならない。</p>	<p>講じられた措置を保持すること。 (3) 特定事業場以外の地域へ特定事業に使用された土砂等が崩落、飛散又は流出しないように特定事業の施工を管理すること。 (4) 特定事業に伴う土壌の汚染又は災害が発生した場合に、その原因を調査し、及びその対策を講じること。</p>
<p>(特定事業に係る土地所有者の義務) 第21条の3 第6条の2(第10条第1項及び第17条の2第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。</p> <p>2 第6条の2の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業により土壌が汚染され、若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し、当該特定事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を市長に通報しなければならない</p>	<p>(土地所有者による特定事業の施工状況の把握) 第16条の3 条例第21条の3第1項の規定による特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る特定事業場において、毎月1回以上、当該特定事業場において土壌の汚染又は災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうか自ら確認することにより行われなければならない。ただし、当該特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。</p>
<p>第3章 雑則 (立入検査等) 第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、</p>	<p>(身分を示す証明書) 第17条 条例第22条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第20号)とする。</p>

<p>犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	
<p>(手数料)</p> <p>第23条 第6条、第10条第1項又は第17条の2第1項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 第6条の許可の申請 1件につき 33,000円</p> <p>(2) 第10条第1項の変更の許可の申請 1件につき 13,000円</p> <p>(3) 第17条の2第1項の譲受けの許可の申請 1件につき 13,000円</p>	
<p>(栃木県及び他の市町村との連携等)</p> <p>第24条 市は、栃木県及び他の市町村と連携して土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策を効果的に実施するとともに、栃木県が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策について、情報の提供その他の協力を行うものとする。</p> <p>2 市長は、市民生活の安全確保及び生活環境の保全のため必要があると認めるときは、栃木県若しくは他の市町村に協力を要請し、又は栃木県若しくは他の市町村からの協力の要請に応ずるものとする。</p>	
<p>(規則への委任)</p> <p>第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	
<p>第4章 罰則 (罰則)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第19条第1項又は第20条第1項から第5項までの規定による命令に違反した者</p> <p>(2) 第6条、第10条第1項又は第17条</p>	

の2第1項の規定に違反して特定事業を行った者

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条の規定に違反して、届出をしないで土砂等の搬入をし、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第12条第1項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又は同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- (3) 第12条第2項又は第13条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第13条第1項又は第2項の規定による検査を行わなかった者
- (5) 第22条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (6) 第22条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第4項、第16条第1項、第17条第2項又は第18条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第21条の規定に違反した者

(両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(書類等の提出)

第18条 条例及びこの規則の規定により市長に提出すべき書類の部数は、2部とする。

(補則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか必要な事項
は、市長が別に定める

別表第1(第1条の3関係)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格 K0102(以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法(規格 38.1.1 に定める方法を除く。)
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年告示付表 1 に掲げる方法又は規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和 49 年告示付表 2 に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格 65.2 に定める方法
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあつては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号。以下「昭和 46 年告示」という。)付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年告示付表 2 及び昭和 49 年告示付表 3 に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年告示付表 3 に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあつては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和 47 年総理府令第 66 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2 ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1 ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス 1,2 ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1 トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2 トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法

テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3 ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和 46 年告示付表 4 に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和 46 年告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和 46 年告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格 34.1 に定める方法又は規格 34.1c) (注(6)第 3 文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和 46 年告示付表 6 に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成 3 年告示付表に掲げる方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

別表第 2 (第 5 条関係)

- 1 特定事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置き換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地において特定事業を施工する場合にあっては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 3 土砂等の埋立て等の高さ及びのり面(擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。)の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ同表の土砂等の埋立て等の高さの欄及びのり面の勾配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分	土砂等の埋立て等の高さ		のり面の勾配
建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成 3 年建設省令第 19 号)別表第 1 に規定する第 1 種建設発生土、第 2 種建設発生土及び第 3 種建設発生土並びにこれらに準ずるもの	安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
	その他	10メートル以下	垂直 1 メートルに対する水平距離が 1.8 メートル(埋立て等の高さが 5 メートル以下の場合にあっては、1.5 メートル)以上の勾配
その他	安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保される勾配

- 4 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令(昭和 37 年政令第 16 号)第 6 条から第 10 条までの規定に適合すること。
- 5 土砂等の埋立て等の高さが 5 メートル以上である場合にあっては、土砂等の埋立て等の高さが 5 メートルごとに幅が 1 メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- 6 特定事業の完了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じないように締め固めその他の措置が講じられていること。
- 7 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 8 特定事業区域(のり面を除く。)は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

別表第3（第5条関係）

- 1 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間に、次の表に掲げる特定事業区域の面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

特定事業区域の面積	保安地帯の幅
5ヘクタール未満	5メートル以上
5ヘクタール以上10ヘクタール未満	10メートル以上
10ヘクタール以上20ヘクタール未満	20メートル以上
20ヘクタール以上	30メートル以上

- 2 土砂等の堆積の高さ(のり面の最下部と最上部との高低差をいう。)が5メートル以下であること。
3 土砂等の堆積 のり面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。

別表第 4(第 6 条関係)

- 1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 29 条第 7 項の許可を要する行為
- 2 土地改良法に基づく土地改良事業
- 3 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の 2 第 1 項及び第 34 条第 2 項(第 44 条において準用する場合を含む。)の許可を要する行為
- 4 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 24 条の承認並びに同法第 32 条第 1 項及び第 91 条第 1 項の許可を要する行為
- 5 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び同法第 76 条第 1 項の規定の許可を要する行為
- 6 都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 6 条第 1 項の許可を要する行為
- 7 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 20 条第 3 項及び第 21 条第 3 項の許可を要する行為
- 8 地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 18 条第 1 項の許可を要する行為
- 9 宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 8 条第 1 項の許可を要する行為
- 10 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 24 条、第 26 条第 1 項、第 27 条第 1 項、第 55 条第 1 項、第 57 条第 1 項、第 58 条の 4 第 1 項及び第 58 条の 6 第 1 項の許可を要する行為
- 11 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条の許可及び同法第 59 条第 4 項の認可を要する行為
- 12 都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)に基づく市街地再開発事業及び同法第 66 条第 1 項の許可を要する行為
- 13 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項の許可を要する行為
- 14 自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 25 条第 4 項の許可を要する行為
- 15 都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 14 条第 1 項の規定による許可を要する行為
- 16 生産緑地法(昭和 49 年法律第 68 号)第 8 条第 1 項の許可を要する行為
- 17 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)第 37 条第 4 項の許可を要する行為
- 18 栃木県立自然公園条例(昭和 33 年栃木県条例第 11 号)第 19 条第 3 項の許可を要する行為
- 19 栃木県風致地区条例(昭和 45 年栃木県条例第 7 号)第 2 条第 1 項の許可を要する行為
- 20 自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和 49 年栃木県条例第 5 号)第 15 条第 4 項の許可を要する行為
- 21 栃木県砂防指定地の管理等に関する条例(平成 15 年栃木県条例第 5 号)第 4 条第 1 項及び第 5 条の許可を要する行為

様式第 1 号(第 2 条関係)

公 共 的 団 体 認 定 申 請 書

年 月 日

鹿沼市長 様

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

申請者 氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第 2 条第 2 項の規定により、公共的団体の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請者の資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

(1) 出資総額 千円(年 月 日現在)

(2) 地方公共団体別出資金額

地方公共団体名	出資金額
	千円
	千円
	千円
合 計	千円

2 土砂等の埋立て等に係る事業の実績

3 添付書類

(1) 定款又は寄附行為

(2) 登記事項証明書

(3) 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

様式第1号の2(第3条の2関係)

(表)

特定事業区域内土地使用同意書

特定事業許可申請者 ()の施工に係る土砂等の埋立て等の事業については、異議がないので、次の土地の使用について同意します。

所在地及び地番	地目	地積(公簿) (m ²)	摘要

また、同意の前提として、次の事項について、特定事業許可申請者から、 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

1 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
2 特定事業区域及び特定事業に供する施設(特定事業場)の位置及び面積
3 特定事業に供する施設の設置計画
4 特定事業の施工を管理する事務所の所在地
5 特定事業の施工を管理する者(現場管理責任者)の氏名
6 特定事業に使用される土砂等の量
7 特定事業の期間
8 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造
9 特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画
10 特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置
11 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
12 土地所有者の義務に関する事項(裏面記載のとおり)

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地所有者 住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

注 同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

(裏)

鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成
11年鹿沼市条例第24号)(抜粋)

(特定事業に係る土地所有者の義務)

- 第21条の3 第6条の2(第10条第1項及び第17条の2第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。
- 2 第6条の2の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業により土壌が汚染され、若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し、当該特定事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を市長に通報しなければならない。

鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行
規則(平成11年鹿沼市規則第25号)(抜粋)

(土地所有者による特定事業の施工状況の把握)

- 第16条の3 条例第21条の3第1項の規定による特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る特定事業場において、毎月1回以上、当該特定事業場において土壌の汚染又は災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうか自ら確認することにより行われなければならない。ただし、当該特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

様式第1号の3（第3条の2関係）

（表）

特定事業（一時堆積事業）区域内土地使用同意書

特定事業許可申請者（ ）の施工に係る土砂等の一時堆積の事業については、異議がないので、次の土地の使用について同意します。

所在地及び地番	地目	地積（公簿）（㎡）	摘要

また、同意の前提として、次の事項について、特定事業（一時堆積事業）許可申請者から、年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

1 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
2 特定事業区域及び特定事業に供する施設（特定事業場）の位置及び面積
3 特定事業に供する施設の設置計画
4 特定事業の施工を管理する事務所の所在地
5 特定事業の施工を管理する者（現場管理責任者）の氏名
6 特定事業の期間
7 特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置
8 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量
9 特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造
10 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置（条例第8条第4項ただし書の規則で定める措置にあっては当該措置）
11 土地所有者の義務に関する事項（裏面記載のとおり）

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地所有者 住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名 印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

注 同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

(裏)

鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成11年鹿沼市条例第24号)(抜粋)

(特定事業に係る土地所有者の義務)

第21条の3 第6条の2(第10条第1項及び第17条の2第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

2 第6条の2の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業により土壌が汚染され、若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し、当該特定事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を市長に通報しなければならない。

鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成11年鹿沼市規則第25号)(抜粋)

(土地所有者による特定事業の施工状況の把握)

第16条の3 条例第21条の3第1項の規定による特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る特定事業場において、毎月1回以上、当該特定事業場において土壌の汚染又は災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうか自ら確認することにより行われなければならない。ただし、当該特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

様式第 2 号(第 4 条関係)

(表)

特 定 事 業 許 可 申 請 書

年 月 日

鹿沼市長 様

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

申請者 氏 名 印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、特定事業の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

特定事業場の位置及び面積	地番	特定事業場の面積 (実測) m ² うち特定事業区域の面積 (実測) m ²
特定事業に供する施設の設置計画・・・別添のとおり		
特定事業の施工を管理する事務所の所在地	(電話番号)	
現場管理責任者の氏名		
特定事業に使用される土砂等の量	土砂等の量	m ³
特定事業の期間	年 月 日～ 年 月 日	
特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造・・・別添図面 のとおり		
特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画・・・別紙のとおり		
特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置・・・別添図面 のとおり		
特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置・・・別添図面 のとおり		

(裏)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none">1 申請者の住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)2 特定事業場の位置を示す縮尺5万分の1の図面並びに特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図3 特定事業場の平面図及び断面図(特定事業の施工の前後の権造が確認できるものに限る。)4 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し5 特定事業区域内土地使用同意書6 申請者が条例第8条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面7 申請者が条例第8条第1項第1号カに規定する未成年者又は規則第4条の3第8号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所)を記載した書面8 申請者が法人である場合には、条例第8条第1項第1号キに該当する役員又は規則第4条の3第9号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面9 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面10 申請者に規則第4条の2又は第4条の3第6号に規定する使用人がある場合には、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面11 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書12 特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面13 安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面14 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書15 特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面16 その他
------------------	--

様式第 2 号の 2(第 4 条関係)

特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

採取場所・発生元事業者名	搬 入 計 画 等					
	予定量 m ³	最大日量 m ³	搬 入 期 間	搬 入 時 間	搬入土砂等の区分	備 考
			~	~		
			~	~		
			~	~		
			~	~		
			~	~		
			~	~		
			~	~		
合 計			~	~		

備考 搬入土砂等の区分の欄には、規則別表第 2 第 3 項の表土砂等の区分に基づき「第 1 種建設発生土(又は第 1 種建設発生土に準ずるもの)」、「第 2 種建設発生土(又は第 2 種建設発生土に準ずるもの)」、「第 3 種建設発生土(又は第 3 種建設発生土に準ずるもの)」、「その他」のいずれかを記載すること。

様式第3号(第4条関係)

特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置

項 目	管 理 計 画
1 粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止措置	
2 騒音及び振動の防止措置	
3 交通安全等措置	
4 そ の 他	

備考

- 1 粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止措置の欄については、土砂等の埋立て等によって生じる粉じんの周辺への飛散を防止する措置、特定事業における雨水等の排水に関する措置等を記載すること。
- 2 騒音及び振動の防止措置の欄については、土砂等の埋立て等によって生ずる騒音及び振動に対する措置、搬入車両等の騒音及び振動に対する措置を記載すること。
- 3 交通安全対策措置の欄については、搬入車両等の通行時における交通の安全を図る措置、搬入路の損壊を防止する措置等を記載すること。

様式第 4 号(第 4 条関係)

(表)

特定事業(一時堆積事業)許可申請書

年 月 日

鹿沼市長 様

住 所

法人にあつては、主たる事務所の所在地

申請者 氏 名 印

法人にあつては、名称及び代表者の氏名

電話番号

鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 7 条第 2 項の規定により、特定事業の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

特定事業場の位置 及 び 面 積	地番	特定事業場の面積 (実測) m² うち特定事業区域の面積 (実測) m²
特定事業に供する施設の設置計画・・・別添のとおり		
特定事業の施工を 管理する事務所の 所在地	(電話番号)	
現場管理責任者の氏名		
年間の特定事業に使用される土砂等の搬入予定量 及 び 搬 出 予 定 量	年間の搬入予定量	m ³ (1日平均) m³
	年間の搬出予定量	m ³ (1日平均) m³
特 定 事 業 の 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造・・・別添図面 のとおり		
特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置・・・別添図面 のとおり		
特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置(条例第 8 条第 2 項第 3 号ただし書の規則で定める措置にあつては、当該措置)・・・別添図面 のとおり		

(裏)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none">1 申請者の住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)2 特定事業場の位置を示す縮尺5万分の1の図面並びに特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図3 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し4 申請者が条例第8条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面5 申請者が条例第8条第1項第1号カに規定する未成年者又は規則第4条の3第8号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所)を記載した書面6 申請者が法人である場合には、条例第8条第1項第1号キに該当する役員又は規則第4条の3第9号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面7 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面8 申請者に規則第4条の2又は第4条の3第6号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面9 特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面10 特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面11 特定事業(一時堆積事業)区域内土地使用同意書12 特定事業場の平面図及び断面図(土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。)13 その他
------------------	--

様式第 5 号(第 7 条関係)

(表)

特定事業変更許可申請書

年 月 日

鹿沼市長 様

住 所

法人にあつては、主たる事務所の所在地

申請者 氏 名 印

法人にあつては、名称及び代表者の氏名

電話番号

年 月 日付け鹿沼市指令 第 号で許可を受けた事項について変更したいので、鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 10 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

特定事業場の所在地		
変更した事項の内容	変 更 後	変 更 前
変更の理由		

(裏)

添 付 書 類	<p>次に掲げる書類のうち添付してある書類について、 印を付すること。</p> <ol style="list-style-type: none">1 申請者の住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)2 特定事業場の位置を示す縮尺 5 万分の 1 の図面並びに特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図3 特定事業場の平面図及び断面図(特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限り、一時堆積事業にあっては、土砂等の堆積が最大となった場合の構造が確認できるものに限る。)4 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し5 特定事業区域内土地使用同意書(一時堆積事業の場合にあっては、特定事業(一時堆積特定事業)区域内土地使用同意書)6 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書7 安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面8 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書9 特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面10 特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面11 その他
------------------	---

様式第 6 号(第 7 条関係)

特定事業変更届

年 月 日

鹿沼市長 様

住 所

法人にあつては、主たる事務所の所在地

申請者 氏 名 印

法人にあつては、名称及び代表者の氏名

電話番号

年 月 日付け鹿沼市指令 第 号で許可を受けた事項について変更したので、鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 10 条第 4 項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業場の所在地	
変 更 事 項	
変 更 後	
変 更 前	
変 更 年 月 日	

備考 氏名又は住所の変更の場合にあつては住民票の写し又は戸籍抄本を、法人の名称、代表者又は主たる事務所の所在地の変更の場合にあつては登記事項証明書を添付すること。

様式第7号(第8条関係)

土砂等搬入届

年 月 日

鹿沼市長 様

住 所

法人にあつては、主たる事務所の所在地

申請者 氏 名 印

法人にあつては、名称及び代表者の氏名

電話番号

年 月 日付け鹿沼市指令 第 号で許可を受けた特定事業について土砂等を搬入したいので、鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第11条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 土砂等の採取場所
- 2 地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の位置図及び土砂等の採取場所の現場写真 . . . 別添のとおり
- 3 土砂等の採取場所の工事名等
- 4 地質検査の試料の採取状況 . . . 別添のとおり
- 5 地質検査の結果 . . . 別添のとおり
- 6 土砂等の安全基準適合性の有無
- 7 土砂等の搬入予定量 m³(うち今回の搬入量 m³)
- 8 土砂等の搬入期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 9 土砂等の運搬事業者名
- 10 特定事業場の所在地

様式第 8 号（第 8 条関係）

土 砂 等 発 生 元 証 明 書

年 月 日

様

住 所

発生元事業者 事業者名

印

代表者又は現場責任者

電話番号

次の工事等 等から発生する土砂等について、次のとおり処分することといたしました。
なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 1 項に規定する廃棄物ではありません。

工 事 等 名	
工 事 等 施 工 場 所	
発 注 者	
工 事 等 施 工 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
当該工事等に係る土砂発生量	(うち処分契約量 m^3 m^3)
今回の証明に係る土砂等の量	m^3 (5,000 m^3 以内)
発生土砂等の計量証明書の有無	
発生土砂等の区分	
発生土砂等運搬契約者	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
発生土砂等最終処分業者	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

備考 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第 1 に規定する区分を記載すること。

様式第9号(第8条関係)

検 査 試 料 採 取 調 書

年 月 日

住 所
採取者 所 属 印
職氏名
電話番号

別添計量証明書(地質・水質)の検査試料を次のとおり採取しました。

検 体 区 分	
報 告 区 分	地 質 (搬入・定期・廃止・完了) 水 質 (定期・廃止・完了)
採 取 年 月 日	
採 取 日 の 天 候	
地質分析の場合の採取深度	

備考 検体区分の欄には、この調書に係る計量証明書に記載された発行番号等を記載すること。

様式第10号(第9条関係)

土 砂 等 管 理 台 帳 (年 月 分)

特定事業許可事業者名(法人にあっては、名称及び代表者氏名)	特定事業の許可の番号 (特定事業の期間)	特定事業場の位置 (特定事業区域の面積)	特定事業に使用される土砂等の量 (m^3)	現場責任者氏名
	鹿沼市指令 第 号 (年 月 日 ~ 年 月 日)	(m^2)		

土砂等の採取場所 (一時たい積場)	土砂等の採取場所の事業者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)	土砂等の採取場所に係る工事等の内訳	土砂等の採取場所に係る工事等の責任者の氏名

日 付	運搬手段	土砂等の1日当たりの搬入量(m^3)	備 考
前月までの累計			
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
計			
累 計			

備考

- 1 この土砂等管理台帳は、採取場所ごとに作成し、土砂等の搬入過程を1日ごとに記入すること。
- 2 備考の欄には、土砂等搬入届出年月日を記入すること。
- 3 運搬手段の欄には、陸上輸送の場合は「1」を、その他の場合は「2(備考欄に具体的な運搬手段を記入すること。)」を記入すること。
- 4 各欄に記入しきれない場合は、この様式に準じて別紙に記入し、添付すること。

様式第11号(第10条関係)

土砂等管理台帳(一時堆積事業用)(年 月分)

特定事業許可事業者名(法人にあっては、名称及び代表者氏名)	特定事業の許可の番号 (特定事業の期間)	特定事業場の位置 (特定事業区域の面積)	年間の特定事業に 使用される土砂等 の搬入・搬出量 (m ³)	現場責任者氏名
	鹿沼市指令 第 号 (年月日~年月日)	(m ²)	搬入 搬出	

土砂等の採取場所 (一時堆積場)	土砂等の採取場所の事業者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)	土砂等の採取場所に係 る工事等の内訳	土砂等の採取場所に係 る工事等の責任者の氏名

日付	搬入に係る運搬手段等		特定事業場等への搬出				備考
	運搬手段	搬入量(m ³)	搬出先	搬出先	搬出先	計	
前月までの累計							
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
計							
累計							

備考

- 1 この土砂等管理台帳は、採取場所ごとに作成し、土砂等の搬入過程を1日ごとに記入すること。
- 2 備考の欄には、土砂等搬入届出年月日を記入すること。
- 3 運搬手段の欄には、陸上輸送の場合は「1」を、その他の場合は「2(備考欄に具体的な運搬手段を記入すること。)」を記入すること。
- 4 各欄に記入しきれない場合は、この様式に準じて別紙に記入し、添付すること。

様式第 12 号(第 9 条関係)

特定事業状況報告書

年 月 日

鹿沼市長 様

住 所

法人にあつては、主たる事務所の所在地

申請者 氏 名 印

法人にあつては、名称及び代表者の氏名

電話番号

鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 12 条第 2 項の規定により、特定事業の状況を次のとおり報告します。

特定事業の許可	年 月 日 鹿沼市指令 第 号				
特定事業場の所在地					
特定事業に供する区域の面積	m ² (うち実施済み面積 m ²)				
特定事業に使用される土砂等の量	m ³ (うち実施済み量 m ³)				
今回の報告に係る期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
採取場所・工事名等	搬入予定 量 m ³	前回累計 量 m ³	今回報告 量 m ³	累計量 m ³	備 考
合 計					

様式第 13 号(第 9 条関係)

特定事業(一時堆積事業)状況報告書

年 月 日

鹿沼市長 様

住 所

法人にあつては、主たる事務所の所在地

申請者 氏 名 印

法人にあつては、名称及び代表者の氏名

電話番号

鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第 12 条第 2 項の規定により、特定事業の状況を次のとおり報告します。

埋立て等の許可	年 月 日 鹿沼市指令 第 号				
特定事業場の所在地					
採取場所・工事名等	前回までの 処分残量	月 日 ~ 月 日		堆積場所区 分の有無	備考
		搬入量 m ³	搬出量 m ³		

様式第 14 号(第 12 条関係)

特定事業水質検査等報告書

年 月 日

鹿沼市長 様

住 所

法人にあつては、主たる事務所の所在地

申請者 氏 名 印

法人にあつては、名称及び代表者の氏名

電話番号

鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第 13 条第 3 項の規定により、水質等の検査結果を次のとおり報告します。

特 定 事 業 の 許 可	年 月 日 鹿沼市指令 第 号
特 定 事 業 場 の 所 在 地	
排水及び土砂等の採取場所・・・別添図面及び現場写真のとおり	
水質に係る計量証明書・・・別添のとおり	
地質に係る計量証明書・・・別添のとおり	

備考 不要な部分を線で消すこと。

様式第 15 号(第 13 条関係)

← 120cm 以上 →	
土砂等の埋立て等に関する標識	
特定事業の許可	年 月 日鹿沼市指令 第 号
特定事業の目的	
特定事業場の所在地	
特定事業を行う者の住所、氏名及び電話番号	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
	電話番号
特定事業の施工を管理する事務所の所在地及び電話番号	所在地
	電話番号
特定事業の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
特定事業区域の面積	m ²
特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量(一時堆積事業にあっては、土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量)	特定事業場の見取図
↑ 50cm 以上 ↓	

90cm
以上

様式第 16 号(第 14 条関係)

特 定 事 業 完 了 届

年 月 日

鹿沼市長 様

住 所

法人にあつては、主たる事務所の所在地

申請者 氏 名 印

法人にあつては、名称及び代表者の氏名

電話番号

特定事業完了したので、鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生
の防止に関する条例第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

特 定 事 業 の 許 可	年 月 日 鹿沼市指令 第 号
特 定 事 業 場 の 所 在 地	
特 定 事 業 の 期 間 等	事業期間 年 月 日 ~ 年 月 日 完了期日 年 月 日
完了した特定事業区域の構造・・・別添のとおり	

様式第 17 号(第 15 条関係)

特定事業廃止(休止)届

年 月 日

鹿沼市長 様

住 所

法人にあつては、主たる事務所の所在地

申請者 氏 名 印

法人にあつては、名称及び代表者の氏名

電話番号

特定事業を廃止した(2 月以上休止する)ので、鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可	年 月 日 鹿沼市指令 第 号
特定事業場の所在地	
特定事業の期間等	事業期間 年 月 日 ~ 年 月 日 廃止期日 年 月 日 (休止期間 年 月 日 ~ 年 月 日)
一時堆積事業の特定事業区域の面積のうち土砂等が堆積している面積	m ²
1 特定事業を廃止した場合は、特定事業区域の構造・・・別添図面 のとおり 2 特定事業を 2 月以上休止する場合は、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置・・・別添図面 のとおり	

備考 不要な部分を線で消すこと。

様式第 18 号(第 15 条の 2 関係)

(表)

特定事業譲受け許可申請書

年 月 日

鹿沼市長 様

住 所

法人にあつては、主たる事務所の所在地

申請者 氏 名 印

法人にあつては、名称及び代表者の氏名

電話番号

鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 17 条の 2 第 1 項の規定により、特定事業の譲受け許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

特定事業の許可及び特定事業場の位置	年 月 日 鹿沼市指令 第 号 事業の期間： 年 月 日～ 年 月 日 位置：
譲受けの相手方の氏名及び住所	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
現場管理責任者の氏名	
譲受けの理由	

(裏)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none">1 申請者の住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)2 特定事業場の位置を示す縮尺5万分の1の図面並びに特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図3 特定事業区域内土地使用同意書(一時堆積事業の場合にあっては、特定事業(一時堆積特定事業)区域内土地使用同意書)4 申請者が条例第8条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面5 申請者が条例第8条第1項第1号カに規定する未成年者又は規則第4条の3第8号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所)を記載した書面6 申請者が法人である場合には、条例第8条第1項第1号キに該当する役員又は規則第4条の3第9号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面7 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面8 申請者に規則第4条の2又は第4条の3第6号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面9 その他
------------------	---

様式第 19 号(第 16 条関係)

特 定 事 業 相 続 届

年 月 日

鹿沼市長 様

住 所

法人にあつては、主たる事務所の所在地

申請者 氏 名 印

法人にあつては、名称及び代表者の氏名

電話番号

鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 6 条の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、同条例第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び特定事業 場 の 位 置	年 月 日 鹿沼市指令 第 号 事業の期間： 年 月 日～ 年 月 日 位置：
相 続 前 の 事 業 者	住所 氏名
相 続 年 月 日	年 月 日
現 場 管 理 責 任 者 の 氏 名	
相続の事実を証する書面・・・別添のとおり	

(表)

←----- 9 c m ----->

6 c m

身分証明書

第	号		所属			
			職名			
写	真		氏名			
			生年月日	年	月	日生

上記の者は、鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第22条第1項の規定により立入り検査を行う者であることを証明する。

年 月 日

鹿沼市長 印

(裏)

鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び
災害の発生の防止に関する条例抜粋

(立入検査等)

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

参考 別表第2の3号の表中「土砂等の区分」について

- ・ 条例の別表第二の三号の表中、土砂等の区分欄は、下記条文を参考に区分すること。
- ・ 第4種建設発生土及び浚渫土並びに泥土は、土砂等の区分欄『その他』に該当する。

建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

(平成3年建設省令第19号)
(最終改正：平成13年3月29日)

(この省令の趣旨)

第1条 この省令は、建設業に属する事業を行う者(以下「建設工事業業者」という。)の再生資源の利用を促進するため、資源の有効な利用の促進に関する法律第15条の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成3年政令第327号)別表第2の第1欄に掲げる土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊のうち建設工事に伴い副次的に得られたもの(以下それぞれ「建設発生土」、「コンクリート塊」及び「アスファルト・コンクリート塊」という。)について、建設工事業業者の建設工事に係る事業場(以下「工事現場」という。)での利用に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

中略

(再生資源の利用の原則)

第3条 建設工事業業者は、請負契約の内容及び再生資源の利用に関する技術水準を踏まえるとともに、建設工事を施工する場所の状況及び再資源化施設(建設工事に係る再生資源を利用するために必要な加工を行う施設をいう。)の立地状況等を勘案し、再生資源を建設資材として用いる建設工事を施工することにより、その利用を行うものとする。

(建設発生土の利用)

第4条 建設工事業業者は、建設発生土を利用する場合において、別表第1の上欄に掲げる区分に応じ、主として下欄に掲げる用途に利用するものとする。

- 2 前項の場合において、建設工事業業者は、建設発生土の品質等に関する技術的知見に基づき、建設工事の施工又は完成後の工作物(建築物を含む。以下同じ。)の機能に支障が生じないように、適切な施工を行うものとする。
- 3 建設工事業業者は、建設発生土の利用に当たって、あらかじめ建設発生土の発生又は利用に係る必要な情報の収集又は提供に努めるものとする。

中略

(再生資源の発生した工事現場での利用)

第7条 建設工事業業者は、適切な施工方法の選択、資材置場の確保及び施工機械(再生資源を建設資材として利用するために必要な加工を行う装置を含む。)の選択に配慮し、再生資源が発生した当該工事現場での利用に努めるものとする。

以下別表まで略

別表第 1 (第 4 条関係)

<p>第 1 種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるものをいう。)</p>	<p>工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料</p>
<p>第 2 種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。)</p>	<p>土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料</p>
<p>第 3 種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。)</p>	<p>土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料</p>
<p>第 4 種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの (第 3 種建設発生土を除く。) をいう。)</p>	<p>水面埋立て用材料</p>

以下略

国官技第112号
国官総第309号
国営計第59号
平成18年8月10日

大臣官房官庁営繕部計画課長
都市・地域整備局都市計画課長
河川局河川計画課長
道路局国道・防災課長
港湾局建設課長
航空局飛行場部建設課長
海上保安庁総務部主計管理官
各地方整備局企画、営繕、港湾空港部長
北海道開発局事業振興、営繕、港湾空港部長
沖縄総合事務局開発建設部長
各地方航空局次長
各地方航空交通管制部次長等
国土技術政策総合研究所企画部長
国土地理院企画部長
国土交通大学学校総務部長
航空保安大学学校校長 あて

大臣官房技術調査課長

大臣官房公共事業調査室長

大臣官房官庁営繕部計画課長

発生土利用基準について

標記について、別紙の通りとりまとめたので、本基準に基づき発生土の適正な再生利用を図られたい。

また、「発生土利用基準について」（平成16年3月31日付国官技第341号、国官総第66号）は廃止する。

発生土利用基準について

1. 目的

本基準は、建設工事に伴い副次的に発生する土砂や汚泥（以下「発生土」という。）の土質特性に応じた区分基準及び各々の区分に応じた適用用途標準等を示すことにより、発生土の適正な利用の促進を図ることを目的とする。なお、本基準については、今後の関係法令及び基準類等の改・制定や技術的な状況の変化等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

2. 適用

本基準は、発生土を建設資材として利用する場合に適用する。ただし、利用の用途が限定されており、各々の利用の用途に応じた基準等が別途規定されている場合には、別途規定されている基準等によるものとする。なお、建設汚泥の再生利用については「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第 50 号、国官総第 137 号、国営計第 41 号、平成 18 年 6 月 12 日）を適用するものとする。

3. 留意事項

本基準を適用し、発生土を利用するにあたっては、関係法規を遵守しなければならない。

4. 土質区分基準

(1) 土質区分基準

発生土の土質区分は、原則として、コーン指数と土質材料の工学的分類体系を指標とし、表－1 に示す土質区分基準によるものとする。なお、土質改良を行った場合には、改良後の性状で判定するものとする。

(2) 土質区分判定のための調査試験方法

土質区分判定のための指標を得る際には、表－2 に示す土質区分判定のための調査試験方法を標準とする。

5. 適用用途標準

発生土を利用する際の用途は、土質区分に基づき、表－3 に示す適用用途標準を目安とし、個々の事例に即して対応されたい。

6. 関連通達の廃止

本通達の発出に伴い、「発生土利用基準について」（国官技第 3 4 1 号、国官総第 6 6 9 号、平成 16 年 3 月 31 日）は廃止する。

表-1 土質区分基準

区分 (国土交通省令) ^{*1)}	細区分 ^{*2), 3), 4)}	コーン 指数 q _c ^{*5)} (kN/m ²)	土質材料の工学的分類 ^{*6), 7)}		備考 ^{*6)}	
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) w _n (%)	掘削 方法
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第1種	-	礫質土	礫 {G}、砂礫 {GS}	-	*排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。 *水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。
	第1種改良土 ^{*8)}		砂質土	砂 {S}、礫質砂 {SG}		
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)	第2a種	800 以上	人工材料	改良土 {I}	-	
	第2b種		礫質土	細粒分まじり礫 {GF}	-	
	第2種改良土		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの)	第3a種	400 以上	人工材料	改良土 {I}	-	
	第3b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
	第3種改良土		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40%程度以下	
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの (第3種建設発生土を除く))	第4a種	200 以上	火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	-	
	第4b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
			粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40~80%程度	
	第4種改良土		火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	-	
粘土 ^{*1), *9)}	泥土 a	200 未満	有機質土	有機質土 {O}	40~80%程度	
			砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
	泥土 b		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	80%程度以上	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	-	
泥土 c	有機質土	有機質土 {O}	80%程度以上			
			高有機質土	高有機質土 {Pt}	-	

- * 1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60)においては区分として第1種~第4種建設発生土が規定されている。
- * 2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。
- * 3) 表中の第1種~第4種改良土は、土(泥土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数400kN/m²以上の性状に改良したものである。
- * 4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。
- * 5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数(表-2参照)。
- * 6) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるときに必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。
- * 7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。
- * 8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。
- * 9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整43 厚生省通知)
・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日 環廃産276 環境省通知)
・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」(国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日)を適用するものとする。

表-2 土質区分判定のための調査試験方法

判定指標* ¹⁾	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数* ²⁾	締固めた土のコーン指数試験方法	JIS A 1228
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	JGS 0051
自然含水比	土の含水比試験方法	JIS A 1203
土の粒度	土の粒度試験方法	JIS A 1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	JIS A 1205

* 1) 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。

* 2) 1層ごとの突固め回数は、25回とする。(参考表参照)

表-3 適用用途標準（1）

適用用途		工作物の埋戻し		建築物の埋戻し※1		土木構造物の裏込め		道路用盛土			
								路床		路体	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土 〔砂礫及びこれらに準ずるもの〕	第1種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意
	第1種改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
第2種 建設発生土 〔砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの〕	第2a種	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
	第2b種	◎	細粒分含有率注意	◎		◎	細粒分含有率注意	◎		◎	
	第2種改良土	◎		◎	表層利用注意	◎		◎		◎	
第3種 建設発生土 〔通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの〕	第3a種	○		◎	施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
	第3b種	○		◎	施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
	第3種改良土	○		◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
第4種 建設発生土 〔粘性土及びこれらに準ずるもの〕	第4a種	○		○		○		○		○	
	第4b種	△		○		△		△		○	
	第4種改良土	△		○		△		△		○	
粘土	粘土 a	△		○		△		△		○	
	粘土 b	△		△		△		△		△	
	粘土 c	×		×		×		×		△	

〔評価〕

- ◎：そのままで使用が可能なもの。留意事項に使用時の注意を示した。
- ：適切な土質改良（含水比低下、粒度調整、機能付加・補強、安定処理等）を行えば使用可能なもの。
- △：評価が○のものと比較して、土質改良にコスト及び時間がより必要なもの。
- ×：良質土との混合などを行わない限り土質改良を行っても使用が不適なもの。

土質改良の定義

含水比低下：水切り、天日乾燥、水位低下掘削等を用いて、含水比の低下を図ることにより利用可能となるもの。
 粒度調整：利用場所や目的によっては細粒分あるいは粗粒分の付加やふるい選別を行うことで利用可能となるもの。
 機能付加・補強：固化材、水や軽量材等を混合することにより発生土に流動性、軽量性などの付加価値をつけることや補強材等による発生土の補強を行うことにより利用可能となるもの。
 安定処理等：セメントや石灰による化学的安定処理と高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行うことにより利用可能となるもの。

〔留意事項〕

- 最大粒径注意：利用用途先の材料の最大粒径、または一層の仕上り厚さが規定されているもの。
- 細粒分含有率注意：利用用途先の材料の細粒分含有率の範囲が規定されているもの。
- 礫混入率注意：利用用途先の材料の礫混入率が規定されているもの。
- 粒度分布注意：液状化や土粒子の流出などの点で問題があり、利用場所や目的によっては粒度分布に注意を要するもの。
- 透水性注意：透水性が高く、難透水性が要求される部位への利用は適さないもの。
- 表層利用注意：表面への露出により植生や築造等に影響を及ぼすおそれのあるもの。
- 施工機械の選定注意：過転圧などの点で問題があり、締固め等の施工機械の接地圧に注意を要するもの。
- 淡水域利用注意：淡水域に利用する場合、水域の pH が上昇する可能性があり、注意を要するもの。

〔備考〕

- 本表に例示のない適用用途に発生土を使用する場合は、本表に例示された適用用途の中で類似するものを準用する。
- ※1 建築物の埋戻し：一定の強度が必要な埋戻しの場合は、工作物の埋戻しを準用する。
- ※2 水面埋立て：水面上へ土砂等が出た後については、利用目的別の留意点（地盤改良、締固め等）を別途考慮するものとする。

表-3 適用用途標準 (2)

適用用途		河川築堤				土地造成			
		高規格堤防		一般堤防		宅地造成		公園・緑地造成	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土	第1種 改良土	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
第2種 建設発生土	第2a種 改良土	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 粒度分布注意 透水性注意 表層利用注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意 透水性注意	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
		◎	粒度分布注意	◎	粒度分布注意	◎		◎	
		◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意
第3種 建設発生土	第3a種 改良土	◎	粒度分布注意 施工機械の 選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の 選定注意	◎	施工機械の 選定注意	◎	施工機械の 選定注意
		◎	粒度分布注意 施工機械の 選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の 選定注意	◎	施工機械の 選定注意	◎	施工機械の 選定注意
		◎	表層利用注意 施工機械の 選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の 選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の 選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の 選定注意
第4種 建設発生土	第4b種 改良土	○		○		○		○	
		○		○		○		○	
		○		○		○		○	
粘土	粘土a	○		○		○		○	
	粘土b	△		△		△		△	
	粘土c	×		×		×		△	

表-3 適用用途標準 (3)

適用用途		鉄道盛土		空港盛土		水面埋立 ^{※2}	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土	第1種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	粒度分布注意 淡水域利用注意
	〔砂、礫及びこれらに準ずるもの〕 第1種改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	淡水域利用注意
第2種 建設発生土	第2a種	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	
	〔砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの〕 第2b種	◎		◎		◎	粒度分布注意
	第2種改良土	◎		◎		◎	淡水域利用注意
第3種 建設発生土	第3a種	○		◎	施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意
	〔通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの〕 第3b種	○		◎	施工機械の選定注意	◎	
	第3種改良土	○		◎	施工機械の選定注意	◎	淡水域利用注意
第4種 建設発生土	第4a種	○		○		◎	粒度分布注意
	〔粘性土及びこれらに準ずるもの〕 第4b種	△		○		◎	
	第4種改良土	△		○		◎	淡水域利用注意
泥土	泥土a	△		○		○	
	泥土b	△		△		○	
	泥土c	×		×		△	

参考表 コーン指数 (qc) の測定方法

*「締固めた土のコーン指数試験方法(JIS A 1228)」(地盤工学会編「土質試験の方法と解説 第一回改訂版」pp.266-268)をもとに作成

供試体の作製	試料	4.75mm ふるいを通過したもの。 ただし、改良土の場合は 9.5mm ふるいを通過させたものとする。
	モールド	内径 100±0.4mm 容量 1,000±12 cm ³
	ランマー	質量 2.5±0.01kg
	突固め	3 層に分けて突き固める。各層ごとに 30±0.15cm の高さから 25 回突き固める。
測定	コーンペネトロメーター	底面の断面積 3.24 cm ² 、先端角度 30 度のもの。
	貫入速度	1cm/s
	方法	モールドをつけたまま、鉛直にコーンの先端を供試体上端部から 5cm、7.5cm、10cm 貫入した時の貫入抵抗力を求める。
計算	貫入抵抗力	貫入量 5cm、7.5cm、10cm に対する貫入抵抗力を平均して、平均貫入抵抗力を求める。
	コーン指数 (qc)	平均貫入抵抗力をコーン先端の断面積 3.24 cm ² で除する。

注) ただし、ランマーによる突固めが困難な場合は、泥土と判断する。

参考 別表第2の4号の「擁壁の基準」について

宅地造成等規制法施行令 関連条文抜粋

(昭和37年政令第16号)

(最終改正：平成19年3月16日)

(定義等)

第1条 この政令(第3条を除く。)において、「切土」又は「盛土」とは、それぞれ宅地造成である切土又は盛土をいう。

中 略

5 擁壁の前面の上端と下端(擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。)とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

(擁壁の設置に関する技術的基準)

第6条 法第9条第1項の政令で定める技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次のとおりとする。

一 切土又は盛土(第3条第4号の切土又は盛土を除く。)をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

(1) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの

(2) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの
(その上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分に限る。)

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

2 前項第一号イ(1)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ(2)の規定の適用については、同号イ(1)に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第7条 前条の規定による鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。

一 土圧、水圧及び自重(以下「土圧等」という。)によって擁壁が破壊されないこと。

二 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。

三 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。

四 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。

二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの3分の2以下であることを確かめること。

三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力

その他の抵抗力の3分の2以下であることを確かめること。

四 土圧等による擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質の応じ別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。

二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第90条（表一を除く。）第91条、第93条及び第94条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値

三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

（練積み造の擁壁の構造）

第8条 第6条の規定による間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第1条第5項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第四において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは40センチメートル以上、その他のものであるときは70センチメートル以上であること。

二 石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。

三 前二号に定めるところによっても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。

四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは擁壁の高さの100分の15（その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20（その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑

り

及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

（設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用）

第9条 第6条の規定による擁壁については、建築基準法施行令第36条の3から第39条まで、第52条（第3項を除く。）、第72条から第75条まで及び第79条の規定を準用する。

（擁壁の水抜穴）

第10条 第6条の規定による擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺

その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

別表第一（第6条関係）

土 質	擁壁を要しない 勾配の上限	擁壁を要する 勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土 その他これらに類するもの	35度	45度

別表第二（第7条関係）

土 質	単位体積重量 （1立方メートルにつき）	土圧係数
砂利又は砂	1.8トン	0.35
砂 質 土	1.7トン	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	1.6トン	0.50

別表第三（第7条関係）

土 質	摩擦係数
<small>せつ</small> 岩、岩屑、砂利又は砂	0.5
砂 質 土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも 15センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0.3

別表第四（第8条関係）

土 質		擁 壁		
		勾 配	高 さ	下端部分の厚さ
第 1 種	せつ 岩、岩屑、砂利	70度を 超え75度以下	2メートル以下	40センチメートル 以上
			2メートルを超え 3メートル以下	50センチメートル 以上
	又は砂利混じり 砂	65度を 超え70度以下	2メートル以下	40センチメートル 以上
			2メートルを超え 3メートル以下	45センチメートル 以上
			3メートルを超え 4メートル以下	50センチメートル 以上
	65度以下	3メートル以下	40センチメートル 以上	
		3メートルを超え 4メートル以下	45センチメートル 以上	
4メートルを超え 5メートル以下		60センチメートル 以上		
第 2 種	真砂土、関東口 一ム、硬質粘土	70度を 超え75度以下	2メートル以下	50センチメートル 以上
			2メートルを超え 3メートル以下	70センチメートル 以上
	その他これらに 類するもの	65度を 超え70度以下	2メートル以下	45センチメートル 以上
			2メートルを超え 3メートル以下	60センチメートル 以上
			3メートルを超え 4メートル以下	75センチメートル 以上
	65度以下	2メートル以下	40センチメートル 以上	
		2メートルを超え 3メートル以下	50センチメートル 以上	
3メートルを超え 4メートル以下		65センチメートル 以上		
第 3 種	その他の土質	70度を 超え75度以下	2メートル以下	85センチメートル 以上
			2メートルを超え 3メートル以下	90センチメートル 以上
	65度を 超え70度以下	2メートル以下	75センチメートル 以上	
		2メートルを超え 3メートル以下	85センチメートル 以上	
		3メートルを超え 4メートル以下	105センチメートル以上	
	65度以下	2メートル以下	70センチメートル 以上	
		2メートルを超え 3メートル以下	80センチメートル 以上	
3メートルを超え 4メートル以下		95センチメートル 以上		
4メートルを超え 5メートル以下	120センチメートル以上			

鹿沼土等を園芸用土として製品化（袋詰め）する際に
発生する粉末状の鹿沼土等について

鹿沼土等の園芸用土は、主に鹿沼市の東部の台地の深さ1.5メートルから8メートルの地下に層状にたい積している鹿沼軽石層及びローム層を採取し、自然乾燥及び火力乾燥により水分を調整しその後粒径を調整し袋詰めを行ない製品として販売されるものをいう。一般的に鹿沼軽石層土は鹿沼土として、またローム層土は赤玉土として販売されている。

この袋詰めを行う際に篩を通して粒径を調整するため、原料の30%程度の粉末状の鹿沼土等が、篩下に連続的に落下することになる。

粉末状の鹿沼土等は、製品としては利用されず採掘跡地に埋め戻しをされている現況にある。

また、鹿沼土等は園芸用に利用しているため安全基準に適合するものと推測できる。

よって、条例第11条第1項第3号の「その他当該土砂等について、土壤の汚染のおそれがないと市長が認めるとき。」を運用し、搬入時の地質検査を省略して特定事業区域内に搬入をできるものとする。

条例第11条第1項第3号の「その他当該土砂等について、土壤の汚染のおそれがないと市長が認めるとき。」の運用基準について

1 次の土砂等については、安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定める検査試料採取調書及び地質分析結果証明書の添付を省略できるものとする。

(1) 鹿沼土等を園芸用土として製品化（袋詰め）する際に発生する粉末状の鹿沼土等

2 特定事業（一時堆積事業）許可申請書（様式第3号）に発生場所の位置図及び写真を添付すること。

3 発生場所の現地調査を申請時の現地調査と同時に行うこと。

4 土砂等を特定事業区域に搬入する場合は、土砂等搬入届に次の書類を添付すること。

(1) 鹿沼土等の不用土砂等発生元証明書

5 条例13条に規定する水質検査等は、条例のとおり運用する。

6 その他

鹿沼市外に搬出する場合はこの運用基準は該当しない。

鹿沼土等の不用土砂等発生元証明書

年 月 日

様

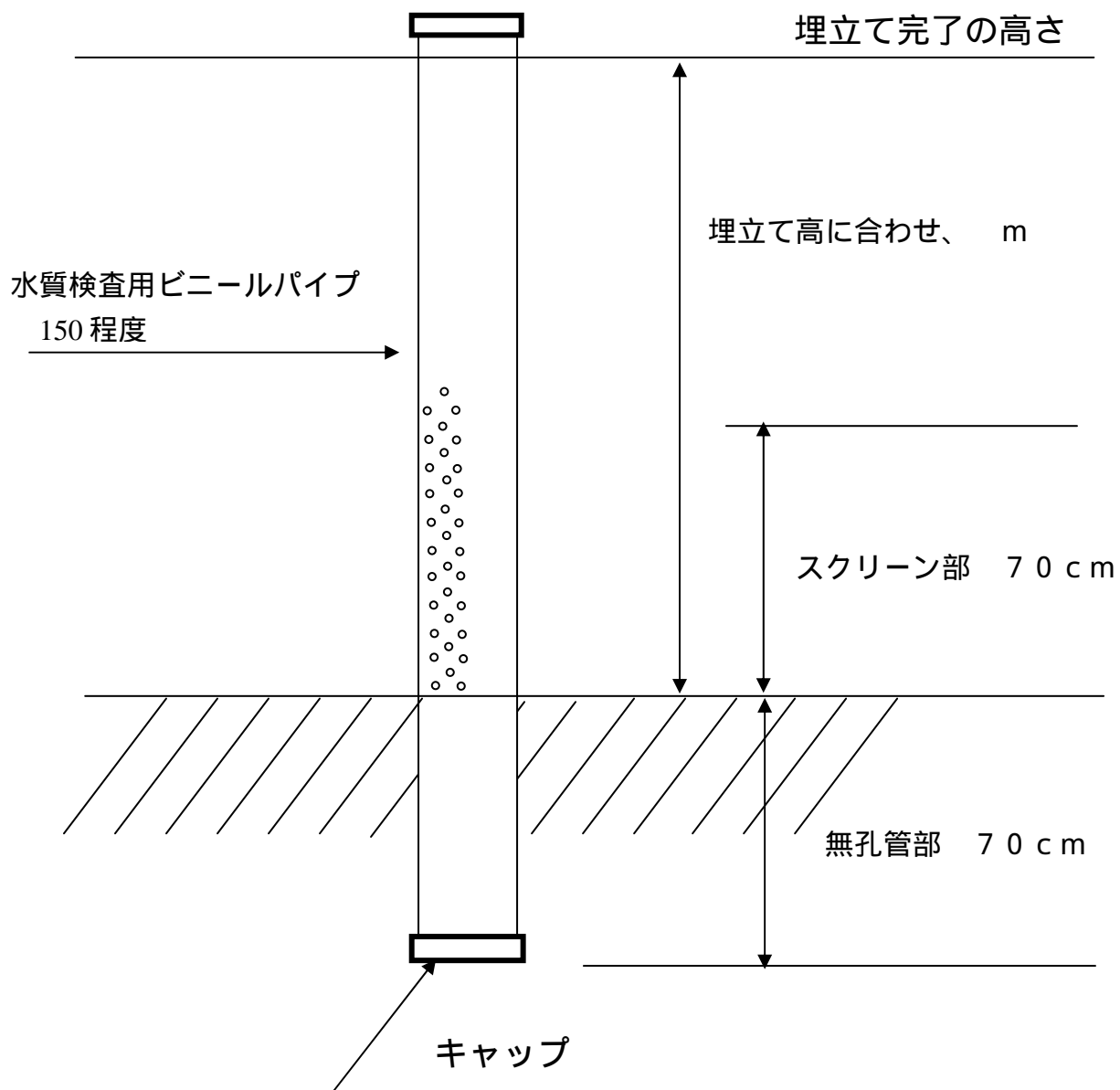
住 所
(主たる事務所の所在地)
発生元事業者 氏 名
(名称及び代表者の氏名) 印
電話番号

特定事業の許可を受けた区域に搬入する土砂等については、鹿沼土等を製品化する際に発生する不用土砂等であることに相違ありません。

なお、この土砂等は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

発生場所の名称	
発生場所所在地	
1日当たりの発生量	平均 $m^3 / 日$
特定事業場の所在地	
今回の証明に係る土砂等の量	m^3 (5,000 m^3 以内)
土砂等の区分	第3種
土砂等運搬契約者	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
土砂等最終処分事業者	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

区域外に排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置



鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例
に関するお問い合わせ窓口

鹿沼市 環境部 環境課 環境保全係

〒322-0045

鹿沼市上殿町695-7 環境クリーンセンター内

電話 0289-65-1064

ファクス 0289-65-5766